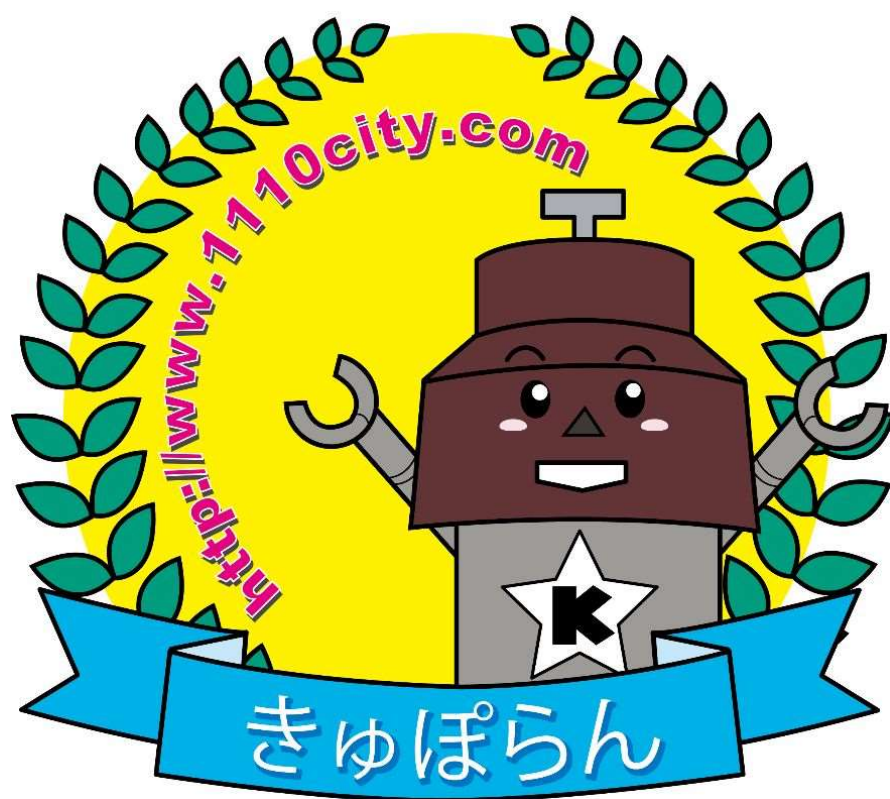


ようこそ

障害福祉ガイドブック



川口市

令和8年4月発行

本文にある **身** **知** **精** **難** マークについて

身 身体障害者が対象 **知** 知的障害者が対象 **精** 精神障害者が対象
難 難病患者、小児慢性特定疾病児童（成年患者含む）が対象

- ・発達障害者の方⇒知的障害を伴う場合は **知** **精**、知的障害を伴わない場合は **精**
- ・高次脳機能障害者の方⇒身体障害を伴う場合は **身** **精**、知的障害を伴わない場合は **精**

このマークは、対象になる障害を表す目安となるものです。内容によって障害種別・等級などの要件がありますので、本文も必ずご覧ください。

障害者のシンボルマーク

シンボルマーク	マークの名称	マークの概要、使用方法など
	障害者のための国際シンボルマーク	障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、特に車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。このマークの使用や著作権については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。 【関係団体・機関】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
	盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンを見かけることがあります。この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。 【関係団体・機関】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会
	聴覚障害者のシンボルマーク（国内：耳マーク）	聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、下記の会などが提唱しています。聴覚障害者は、障害そのものがわかりにくいと、「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手にわかれば、相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」と同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。 【関係団体・機関】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	「ハート・プラス」マーク	心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、下記の会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からはわからないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。 【関係団体・機関】 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	オストメイトマーク	オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークで、下記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。 【関係団体・機関】 公益財団法人日本オストミー協会
	身体障害者標識（身体障害者マーク）	肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。 【関係団体・機関】 警察庁交通局交通企画課
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている人は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。 【関係団体・機関】 警察庁交通局交通企画課
	身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク	補助犬を啓発するために、補助犬を受入れる店の入口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入れが義務づけられています。この他にもさまざまなデザインのシールが、補助犬受入れの表示マークとして使われています。 【関係団体・機関】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
	手話マーク	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、ろう者等から提示すると「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」等の意味になります。 【関係団体・機関】 一般財団法人全日本ろうあ連盟
	筆談マーク	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、筆談を必要としている人（ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含む）が提示すると「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「筆談で対応します」等の意味になります。 【関係団体・機関】 一般財団法人全日本ろうあ連盟
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人がいます。ヘルプマークは、こうした人々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマークで、平成24年に東京都が作成しました。また、平成29年7月20日、JIS規格（日本工業規格）の図記号に追加され、全国共通のマークになりました。 【関係団体・機関】 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当

障害福祉ガイドブック 目次

障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧	…	1	先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	…	16
第1章 手帳の交付			特定疾患等医療給付制度	…	16
身体障害者手帳	…	3	小児慢性特定疾病医療費支給制度	…	17
療育手帳	…	3	指定難病の医療給付制度	…	18
精神障害者保健福祉手帳	…	4	第4章 手当・年金関係		
第2章 相談窓口			特別児童扶養手当(国の制度)	…	24
福祉事務所	…	5	児童扶養手当(国の制度)	…	24
身体障害者更生相談所	…	5	特別障害者手当(国の制度)	…	25
知的障害者更生相談所	…	5	障害児福祉手当(国の制度)	…	25
児童相談所	…	5	経過措置による福祉手当(国の制度)	…	26
公共職業安定所(ハローワーク)	…	5	川口市障害者福祉手当(市の制度)	…	27
民生委員・児童委員・主任児童委員	…	5	心身障害者扶養共済制度	…	27
精神保健福祉センター	…	5	障害基礎年金	…	29
保健所	…	5	障害厚生年金	…	30
健康増進課	…	5	障害年金生活者支援給付金	…	31
地域保健センター	…	6	第5章 障害者総合支援法		
聴覚障害者相談員	…	6	障害者総合支援法	…	32
難病相談機関	…	6	障害(児)福祉サービスの内容	…	34
高次脳機能障害相談機関	…	6	障害福祉サービス等利用手続き	…	37
聞こえが心配なお子さまに関する相談	…	6	障害福祉サービスの利用者負担	…	38
身体障害者相談員	…	7	高額障害福祉サービス	…	39
知的障害者相談員	…	7	新高額障害福祉サービス	…	39
設置手話通訳者	…	8	地域生活支援事業	…	41
川口市精神障害者家族相談員紹介事業	…	8	難病の支援	…	42
こころの健康相談	…	8	第6章 日常生活の支援		
心の健康 家族電話相談	…	8	補装具の交付・修理・借受け	…	47
ポプリ電話相談	…	8	日常生活用具の給付	…	48
埼玉県精神科救急情報センター	…	9	川口市難聴児補聴器購入費助成	…	48
ねんきんサテライト川口	…	9	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	…	50
第3章 医療費制度			介護保険制度	…	52
自立支援医療(精神通院)	…	10	川口市地域包括支援センター	…	53
自立支援医療(更生医療)	…	11	訪問入浴サービス事業	…	55
自立支援医療(育成医療)	…	12	緊急通報システム事業	…	55
重度心身障害者医療費助成	…	12	紙おむつ支給事業	…	55
後期高齢者医療制度	…	14	ふれあい収集	…	56
埼玉県障害者歯科相談医制度	…	15	川口市障害者就労支援センター	…	56
埼玉県歯科医師会口腔保健センター	…	15	障害者相談支援事業	…	57
			みまもりキット	…	57

川口市障害者虐待防止センター	...	58	郵便料金の減免	...	83
避難行動要支援者登録制度	...	58	青い鳥郵便葉書の無償配布	...	84
避難行動要支援者個別避難計画	...	59	公共施設使用料金の割引	...	84
避難情報等配信システム	...	59	第9章 住宅		
生活サポート事業	...	60	市・県営住宅の入居	...	87
川口市障害者短期入所施設しらゆりの家	...	62	重度障害者居宅改善費助成	...	87
障害者差別解消法	...	63	第10章 各種資金の貸し付け		
あいサポート運動・キッズ	...	63	福祉資金	...	88
川口市成年後見センター	...	64	生活福祉資金貸付制度	...	88
川口市社会福祉協議会会員制度	...	64	第11章 税金の軽減		
住民参加型福祉サービス	...	64	所得税	...	89
車いす・福祉車両貸出事業	...	66	市・県民税	...	90
配食サービス事業	...	68	個人事業税	...	90
第7章 社会参加の促進			相続税	...	90
手話通訳者派遣事業	...	69	贈与税	...	91
要約筆記者派遣事業	...	69	利子所得の非課税	...	91
埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	...	69	自動車税・軽自動車税の減免	...	91
ヒアリンググループの窓口設置と貸出事業	...	70	第12章 特別支援教育		
福祉タクシー利用料金助成事業	...	70	特別支援学級	...	94
福祉ガソリン利用料金助成事業	...	70	通級指導教室	...	96
リフト付自動車貸出事業	...	71	特別支援学校	...	97
点字・録音(広報紙・図書)	...	71	第13章 職業相談・訓練		
福祉バスの提供	...	71	職業相談	...	98
駐車禁止除外指定車標章の交付	...	72	職業訓練	...	99
埼玉県思いやり駐車場制度	...	73	たばこ小売販売業の許可	...	100
安全運転相談	...	75	公共施設への売店の設置	...	100
自動車運転免許取得費助成	...	75	第14章 スポーツ・レクリエーション		
自動車改造費助成	...	76	スポーツ大会	...	101
身体障害者補助犬の給付	...	76	埼玉県障害者交流センター	...	101
国際シンボルマークについて	...	76	伊豆潮風館	...	102
知的障害者職親委託制度	...	77	参考資料		
ヘルプマーク・シール・カード	...	78	身体障害者障害程度等級表	...	103
第8章 公共料金の割引			精神障害者保健福祉手帳障害等級	...	105
JR・私鉄運賃の割引	...	79	特別児童扶養手当の障害基準	...	106
バス運賃の割引	...	79	特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準	...	107
航空旅客運賃の割引	...	80	障害基礎年金の障害等級表	...	108
タクシー運賃の割引	...	80	障害厚生年金の障害等級表	...	109
有料道路通行料金の割引	...	81	障害手当金に該当する障害の状況	...	110
NHK放送受信料の減免	...	82	補装具支給比較表	...	111
携帯電話基本使用料等の割引	...	83	日常生活用具種目表	...	112

障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧

		制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			難病	備考
区分	ページ		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	①	A	B	C	1 級	2 級	3 級		
医療費等	10	自立支援医療 (精神通院)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		精神疾患で外来治療を受けているかた
	11	自立支援医療 (更生医療)	○	○	○	○	○	○									肢体・腎臓・心臓機能障害者等
	12	重度心身障害者医療費助成	△	△	△	△			△	△	△		△	△			手帳を交付された年齢が65歳未満であること
手当等	24	特別児童扶養手当(国の制度)	△	△	△	△			○	○	○						20歳未満で所得制限あり、施設に入所していないこと
	25	特別障害者手当(国の制度)	△	△					△								20歳以上で所得制限あり、施設入所または長期入院(3ヶ月以上)していないこと
	25	障害児福祉手当(国の制度)	△	△					○								20歳未満で所得制限あり、施設に入所していないこと
	27	福祉手当(市の制度)	△	△	△				△	△	△		△	△			市県民税非課税の者、施設に入所していないこと 手帳を交付された年齢が65歳未満であること
	27	心身障害者扶養共済制度	△	△	△				△	△	△	△	△	△			加入者は65歳未満であること
日常生活の支援	47	補装具の交付・修理	○	○	○	○	○	○								△	購入前に要相談 原則自己負担1割
	48	日常生活用具の給付	○	○	△	△			○	○						△	購入前に要相談 原則自己負担1割
	55	訪問入浴サービス	△	△													肢体不自由で寝たきり状態のかた
	55	緊急通報システム	○	○													一人暮らしの重度身体障害者
	55	紙おむつ支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					寝たきりで常時おむつを使用するかた
	64	住民参加型福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

		制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			難病	備考	
区分	ページ		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	①	A	B	C	1 級	2 級	3 級			
社会参加の促進	70	福祉タクシー利用料金助成	○	○					○	○			○					
	70	福祉ガソリン利用料金助成	○	○					○	○			○					
	73	埼玉県思いやり駐車場制度	△	△	△	△	△	△	○	○			○			○	歩行困難なかつた	
	75	自動車運転免許取得費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			事前に要相談 手帳取得後に普通運転免許を取得したかつた
	76	自動車改造費助成	○	○	○	○	○	○										改造前に要相談 改造を要する旨の条件が付けられていること(所得制限あり)
公共料金の割引	79	JR・私鉄運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		介護者の割引は1人まで 第1種または第2種の記載のあるもの	
	79	バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		県内を発着地とする路線 写真の貼付のある手帳のみ	
	80	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	81	有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○								(1種)本人・家族が運転 (2種)本人が運転
	82	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			免除区分(全額・半額)により 基準あり
	84	公共施設使用料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護者の割引は1人まで
住宅	87	重度障害者居宅改善費助成	○	○													改善前に要相談 下肢または体幹機能障害者1・2級	
税の控除	89	所得税・市県民税控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			特別障害は身体1・2級、 療育①・A、精神1級 普通障害は身体3～6級、 療育B・C、精神2・3級
	91	自動車税・軽自動車税	○	○	△	△	△	△	○	○			△					精神障害者は自立支援医療(精神通院)の受給者証も必要

第1章 手帳の交付

身体障害者手帳 **身**

【担当窓口 障害福祉課】

身体に障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害に該当する場合に、川口市長から交付されます。障害の種類や程度により1級から6級まで区分されており（103・104ページ参照）、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

【対象となる障害】

障害区分	障害の内容	障害等級
視覚障害	目の不自由	1級～6級
聴覚障害	耳の不自由	2級～4級・6級
平衡機能障害	歩行の不自由	3級・5級
音声・言語・そしゃく機能障害	音声・言語またはそしゃくの不自由	3級・4級
肢体不自由	手・足・体の不自由	1級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害	日常生活の不自由	1級・3級・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級
肝臓機能障害		1級～4級

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書（障害福祉課にあります）
- (2) 指定医師の診断による身体障害者診断書・意見書（障害福祉課にあります）
※ 作成日が申請日から3カ月以内のもの
- (3) 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）
- (4) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

療育手帳 **知**

【担当窓口 障害福祉課】

知的な障害があり、埼玉県の間関で判定を受け、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から交付されます。障害の程度によってAからCに区分されており、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

【判定機関】

○18歳未満のかた…埼玉県南児童相談所

（住所）川口市芝下1-1-56 （電話）048-262-4152 （FAX）048-262-4158

○18歳以上のかた…埼玉県総合リハビリテーションセンター

(住所) 上尾市西貝塚148-1 (電話) 048-781-2222 (FAX) 048-781-2218

【手帳の区分】

障害の程度	最重度	重度	中度	軽度
手帳の等級	㊤	A	B	C

【申請に必要なもの】

※ 申請する際に担当ケースワーカーとの面談が必要になります。

- (1) 申請書 (障害福祉課にあります)
- (2) 母子手帳など (本人の生育歴に関するもの)
- (3) 写真2枚 (タテ4cm×ヨコ3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの)
- (4) マイナンバー (個人番号) がわかるもの

精神障害者保健福祉手帳 精

【担当窓口 障害福祉課】

精神に障害があり、本人の申請により、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から交付されます。障害の程度により1級から3級に区分されており(105ページ参照)、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

有効期間は2年間で、有効期間の終了日の3カ月前から更新手続きができます。

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書 (障害福祉課にあります)
- (2) 診断書 (障害福祉課にあります) または障害年金証書などの写し ※1
- (3) 障害等級の照会に関する同意書 (障害年金証書などの写しで申請されるかたのみ)
- (4) マイナンバー (個人番号) がわかるもの
- (5) 写真1枚 (タテ4cm×ヨコ3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの) ※2

※1 診断書・障害年金証書などの写しについて

○診断書…初診日から6カ月を経過した日以後に作成され、作成日が申請日から3カ月以内のもの

○障害年金証書などの写し…精神障害を事由とする障害年金または特別障害給付金を受給していることを証する書類(年金証書・直近の振込通知書など)の写し

※2 精神障害者保健福祉手帳に写真貼付を希望するかたのみ

(ただし、写真の添付がないことで、受けられるサービスに差異が生じることがあります)

【注意事項】

各手帳の交付後に次の事項が生じた場合は、必ず障害福祉課に届け出てください。

- (1) 住所、氏名、保護者(障害者が18歳未満の場合のみ)が変わったとき
- (2) 障害程度が変わったとき
- ※ 再申請により障害等級を変更できる場合があります。
- (3) 本人が死亡したとき
- (4) 手帳を紛失、破損したとき

第2章 相談窓口

窓 口	内 容	所 在 地
福祉事務所	生活保護をはじめ、児童・母子・高齢者・障害者福祉の総合窓口として相談に応じるとともに、必要な援護や指導を行っています。	川口市社会福祉事務所（市役所内） 〒332-8601 川口市青木2-1-1 （電話）048-258-1110（代表）
身体障害者更生相談所	身体障害者（18歳以上）の自立支援医療（更生医療）給付、施設入所などについて、医学的・心理学的および職能的判定を行うとともに、補装具の処方や適合判定を行っています。	埼玉県総合リハビリテーションセンター 〒362-8567 上尾市西貝塚148-1 （電話）048-781-2222 （FAX）048-781-1552
知的障害者更生相談所	知的障害者（18歳以上）に関する問題について家族の相談に応じるとともに、施設入所などについて、医学的・心理学的および職能的判定を行い、必要な指導を行っています。 なお、県内各地を巡回して上記相談なども行っています。	埼玉県総合リハビリテーションセンター 〒362-8567 上尾市西貝塚148-1 （電話）048-781-2222 （FAX）048-781-1552
児童相談所	児童（18歳未満）の問題について、家庭からの相談に応じるとともに、医学的・心理学的判定を行い、必要な指導や施設入所などの措置を行っています。	埼玉県南児童相談所 〒333-0848 川口市芝下1-1-56 （電話）048-262-4152 （FAX）048-262-4158
公共職業安定所（ハローワーク）	障害者の就職などについて、職業相談部門に特設援助コーナーを設け、専門の担当者が相談に応じるとともに、就職から就職後のアフターサービスまで一貫したサービスを行っています。	川口公共職業安定所（ハローワーク川口） 〒332-0031 川口市青木3-2-7 （電話）048-251-2901 （FAX）048-251-3664
民生委員・児童委員・主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱されたかたが、障害者や地域の要援護者の日常生活での困りごとなどの相談に応じ、自立更生を援助・指導するために関係機関との橋渡しを行っています。	川口市福祉総務課（第三庁舎内） 〒332-8601 川口市中青木1-5-1 （電話）048-259-7647 （FAX）048-251-1877
精神保健福祉センター	地域精神保健福祉の推進を図るため、こころの健康の保持・向上、精神障害者の社会復帰の支援を総合的にを行っています。	埼玉県立精神保健福祉センター 〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2 （電話）048-723-3333 （FAX）048-723-1561
保健所	感染症、難病及び精神疾患等の相談に応じています。	川口市保健所疾病対策課 〒333-0842 川口市前川1-11-1 （電話）048-266-5557 （FAX）048-423-8852
健康増進課	定期予防接種、健康診査、小児慢性特定疾病医療費支給等を行っています。	川口市保健所健康増進課 〒332-0026 川口市南町1-9-20 （電話）048-256-1135 （FAX）048-256-2023

窓 口	内 容	所 在 地
地域保健センター	健康に関する相談や健康教育、家庭訪問を行っています。	川口市保健所地域保健センター 〒332-0026 川口市南町1-9-20 (電話) 048-256-1120 (FAX) 048-256-2023
聴覚障害者相談員	聴覚障害者等の日常生活や社会生活上の問題について相談に応じます。	埼玉聴覚障害者情報センター 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館2階 (電話) 048-814-3353 (FAX) 048-814-3355
難病相談機関	<p>難病相談支援員が難病患者の皆さまやご家族の相談に応じ、情報提供や支援を行っています。(医療相談など)</p> <p>【利用可能な日時】 月曜～金曜日 午前10時～午後4時 (土・祝休日・年末年始は除く)</p>	<p>埼玉県難病相談支援センター (国立病院機構東埼玉病院内) 〒349-0196 蓮田市黒浜4147 (電話) 048-768-3351 (FAX) 048-768-2305 (HP) http://esaitama.org/nanbyo/</p> 
	<p>ピアサポーター(難病患者やその家族など)が日常生活の相談やピア・カウンセリング、患者会の紹介を行っています。(生活相談など)</p> <p>【利用可能な日時】 月曜～金曜日 午前10時～午後4時 (土・祝休日・年末年始は除く)</p>	<p>一般社団法人 埼玉県障害難病団体協議会 (埼玉県障害者交流センター内) 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 (電話) 048-834-6674 (HP) https://saitama-pre-f-shounankyo.org/</p> 
高次脳機能障害相談機関	<p>ご本人やご家族、関係機関からの相談に対応する総合相談窓口です。 専門の相談員が、医療(診断・訓練)、福祉サービスや制度利用、復職や就労、日常生活での困りごと(対応方法)などの相談に応じます。</p> <p>【利用可能な日時】 月曜～金曜日 午前9時～午後5時 (土・祝休日・年末年始は除く)</p>	<p>埼玉県高次脳機能障害者支援センター (埼玉県総合リハビリテーションセンター内) 〒362-8567 上尾市西貝塚148-1 (電話) 048-781-2236 (FAX) 048-725-5501 (HP) http://www.prief.saitama.lg.jp/rihasen/annai/kouzinou.html</p> 
聞こえが心配なお子さまに関する相談	<p>お子様の聞こえが気になる場合や、新生児聴覚スクリーニング検査で要再検査(リファ)と言われた場合等、聞こえに関する心配ごとを相談員がお受けします。</p> <p>【相談受付】 月曜～金曜日 午前9時30分～午後3時30分 (土日・祝休日・年末年始は除く)</p>	<p>埼玉県聴覚障害児支援センター (そうか光生園) (携帯電話) 070-1272-6952 (電話・FAX) 048-936-5986 (メール) kikoe-kouseien@sswc-gr.jp (皆光園) (電話・FAX) 048-577-5503 (メール) kikoe-kaikouen@sswc-gr.jp</p>

身体障害者・知的障害者相談員 **身 知**

身体障害者および知的障害者相談員として、次のかたが市長から委嘱されており、更生援護の相談、指導、助言などを行っています。

○身体障害者相談員

(令和8年4月1日現在)

氏名	住所	電話	Eメール	障害区分
小暮 喜一	前川 3-6-10	048-266-1661	—	視覚
中山 勝人	元郷 4-4-24	048-224-3889	—	肢体
寺園 正明	西川口 5-1-15	048-252-0579	—	聴覚
國仙 繁則	朝日 4-4-9	048-222-9758	—	肢体
東海林 明	芝 1-45-11	090-3575-0925	—	肢体
宮崎 勲	栄町 1-6-16	048-255-2937	hina-nana-1773@ezweb.ne.jp	肢体
片桐 孝	飯塚 2-5-22-601	090-6798-8487	—	視覚
荒金 弘子	辻 606-2-305	048-284-6758	—	視覚
大井田 弘子	芝下 1-1-7-201	048-423-0285	oidahi@kxd.biglobe.ne.jp	視覚
千島 達雄	鳩ヶ谷本町 3-8-2-1403	048-284-6947 (FAX)	—	聴覚
小熊 雅美	宮町 15-23	048-253-6585 (FAX)	—	聴覚
土屋 洋子	本町 2-12-20-409	048-225-0416 (FAX)	—	聴覚
小海 孝志	領家 2-20-2	048-223-2601	—	肢体

○知的障害者相談員

(令和8年4月1日現在)

氏名	Eメール	電話
羽場 ひで子	hide-andante.k8@jcom.zaq.ne.jp	048-223-8345
池田 敬子	keiko321206@gmail.com	090-1463-6285
小杉 千絵	kosu-chie@ktf.biglobe.ne.jp	048-265-6610
川和 麻希	lazy-847@sky.hi-ho.ne.jp	090-4706-0404
大津 千晶	10crystal100@gmail.com	048-269-6424
松井 靖	kanchan_no_papa@yahoo.co.jp	090-1655-3303
平田 敦子	cha2boys@yahoo.co.jp	048-224-7410

設置手話通訳者 **身**

【担当窓口 障害福祉課】

障害福祉課に手話通訳者を1名設置しています。

市役所第一本庁舎、第二本庁舎、第三庁舎の窓口での通訳を行います。

【設置日】月曜日～金曜日（市役所閉庁日を除く）

【設置時間】9時～12時、13時～16時

川口市精神障害者家族相談員紹介事業

（まごころコール） **精**

【担当窓口 障害福祉課】

川口市から委嘱された精神障害者家族相談員が、電話にて相談や助言を行います。

（電話は相談員からかけるものに限られます。）

【対象】精神障害者保健福祉手帳をお持ちの市内にお住まいのかた

こころの健康相談（予約制） **精**

【担当窓口 川口市保健所疾病対策課】

こころの悩みや病気などで困っているかたや家族等の相談をお受けしています。

【対象】こころの悩みや病気など相談のあるかた

【窓口】川口市保健所疾病対策課…〒333-0842 川口市前川1-1-1-1

（電話）048-423-6748 （FAX）048-423-8852

心の健康 家族電話相談 **精**

【主催】埼玉県精神障害者家族会連合会（埼玉のぞみ会）

※埼玉県より委託された相談事業です。

【電話番号】（携帯）080-6685-2128

【相談日】毎週月～木曜日（祝日は除きます。）

【時間】午前10時～午後3時（午後12時～午後1時休み）

【相談対応者】家族会 電話相談員

【費用】無料（ただし、通話料は相談申込者の負担となります。）

ポプリ電話相談 **精**

【主催】埼玉県精神障害者団体連合会（愛称：ポプリ）

【電話番号】048-822-9369

【相談日】毎週日曜日・火曜日・木曜日

【時間】午後1時～午後4時30分まで受付（午後4時45分終了）

【相談対応者】精神障害者当事者自身による電話相談です。第3木曜日は女性相談員の日です。

【費用】無料（ただし、通話料は相談申込者の負担となります。）

埼玉県精神科救急情報センター **精**

※夜間・休日の緊急の場合のみご利用いただけます。

平日（月～金）日中の時間帯（午前8時30分～午後5時）は、相談窓口の埼玉県立精神保健福祉センター、川口市保健所、川口市障害福祉課をご利用ください。

【精神科救急電話】 048-723-8699

【受付時間】 平日夜間（月～金） …午後5時00分～翌日午前8時30分まで
休日（土・日・祝日） …午前8時30分～翌日午前8時30分まで

ねんきんサテライト川口（浦和年金事務所分室）

浦和年金事務所と同じ年金相談（受給に関すること）が受けられます。（予約制）

電話での相談や問い合わせは行っておりません。

駐車場がありませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。

所在地	〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル13階 (川口駅東口徒歩5分)
業務時間	午前8時30分～午後5時15分 土、日、祝日、年末年始は休み
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・年金受給に関する相談・年金見込み額の試算・年金裁定（受給）請求・受取機関変更などの諸変更・年金加入期間確認請求・年金証書の再交付・源泉徴収票の再交付・年金額改定通知書の再交付・振込通知書の再交付・支援給付金関係通知書の再交付
ご相談に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・年金手帳又は基礎年金番号通知書・年金証書（年金を受給されているかた）・本人確認書類（代理人の場合は委任状が必要です）
予約受付専用電話	0570-05-4890（ナビダイヤル）

第3章 医療費制度

自立支援医療制度 **身** **知** **精**

【担当窓口 障害福祉課】

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

【名称および対象者】

精神通院医療	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有するかたで、通院による精神医療を継続的に要するかた
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたかたで、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できるかた
育成医療	18歳未満の身体に障害または疾患を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できるかた

1 自立支援医療（精神通院医療）

統合失調症、うつ病、てんかんなどの精神疾患の治療のために指定医療機関に通院し、継続して治療を受ける場合に、その医療費の一部を公費で負担します。（入院の医療費は対象になりません。）有効期間は最長1年間で、有効期間の終了日の3カ月前から更新手続きができます。

【対象者】

精神疾患で外来治療を継続的に受けるかた

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書（障害福祉課にあります）
- (2) 意見書（更新の申請については、2年に1度意見書の提出が必要になります。）※
- (3) 本人加入の保険情報がわかるいずれかのもの
 - ・加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」（A4サイズのもの）
 - ・マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面を印字したもの
 - ・生活保護受給者証の写し（社会保険と併用の方は上記の書類も必要です）
- (4) 所得状況の確認にかかる同意書
- (5) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者保健福祉手帳と同時に申請できます。

同時に申請を行う場合、精神障害者保健福祉手帳用の診断書において、自立支援医療（精神通院医療）の認定に必要な項目についての記載があれば意見書は不要です。ただし、「重度かつ継続」にあたるかたは追加用意見書が必要となる場合があります。

【費用負担】

1 割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額などに応じて、月額上限額までの支払いとなります。なお、所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

障害者自立支援医療（精神通院医療）についてのホームページ →

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4003.html>



2 自立支援医療（更生医療）

身体障害者の日常生活の便宜を図るため、障害の軽減や社会生活の円滑化に効果のある特定の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。（指定医療機関に限られます。）

【対象者】

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたかたで、角膜手術、外耳形成術、心臓手術、血液透析療法、抗HIV療法など指定された処方や手術を受けるかた。（指定医療機関での治療に限られます。）

※ 事前に埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要です。

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 医学的意見書
- (3) 医療費概算額算定表（月）
- (4) 本人加入の保険情報がわかるいずれかのもの
 - ・ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」（A4サイズのもの）
 - ・ マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面を印字したもの
 - ・ 生活保護受給者証の写し（社会保険と併用の方は上記の書類も必要です）
- (5) 同意書
- (6) マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- (7) 特定疾病療養受療証（血液透析療法のかたのみ）

【費用負担】

1 割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額等に応じて、月額上限額までの支払いとなります。なお、所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

○じん臓機能障害による血液透析療法について

加入されている健康保険組合へ申請し、『特定疾病療養受療証』の交付を受けると、1カ月の自己負担額が10,000円（高額所得者は20,000円）となります。詳しくは、健康保険組合などへお問い合わせください。

障害者自立支援医療（更生医療）についてのホームページ →

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4002.html>



3 自立支援医療（育成医療）

身体に障害または疾患を有する児童が特定の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。（指定医療機関に限られます。）

【対象者】

18歳未満の身体に障害があるか、疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる児童で、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められるかた。

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 自立支援医療（育成医療）意見書（診断書）
- (3) 本人加入の保険情報がわかるいずれかのもの
 - ・ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」（A4 サイズのもの）
 - ・ マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面を印字したもの
 - ・ 生活保護受給者証の写し（社会保険と併用の方は上記の書類も必要です）
- (4) 同意書
- (5) 自立支援医療（育成医療）「世帯」調書
- (6) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

【費用負担】

1割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額等に応じて、月額上限額までの支払いとなります。また、所得による支給制限があります。所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

障害者自立支援医療（育成医療）についてのホームページ →

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4315.html>



重度心身障害者医療費助成制度

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

重度心身障害者が、医療機関等で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成します。ただし、高額療養費、附加給付金など健康保険からの給付がある場合は、その金額を助成額から控除します。

※保険外の医療費、自費分（予防接種代や文書料、食事代など）及び介護保険適用分は助成の対象になりません。

※精神障害者保健福祉手帳2級のみで受給資格をお持ちのかた（クリーム色の受給者証）は、自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金のみ助成対象となります。

【助成資格の登録ができる対象者】

65歳となる前に次の障害者手帳及びその等級を交付されたかた

※生活保護による医療給付を受けているかたは対象となりません。

《オレンジ色の受給者証の対象者》

- (1) 身体障害者手帳1級・2級・3級
- (2) 療育手帳㊦・A・B
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級

(精神病床への入院費用は助成対象外です。ただし、65歳を迎えられ後期高齢者医療制度に加入することにより助成対象になります。)

- (4) 身体障害者手帳4級の音声・言語機能障害または下肢機能障害1号・3号・4号(103ページ参照)(65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた)
- (5) 精神障害者保健福祉手帳2級(65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた)

《クリーム色の受給者証の対象者》

- (6) 精神障害者保健福祉手帳2級(上記(5)以外のかた)※自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分のみが対象です。

【所得制限について】

本人の所得が次の額を超えるときは、次の9月まで支給停止となります。

(令和7年8月1日現在)

扶養親族人数	0人	1人	2人以上 1人増すごと
所得制限基準額	3,661,000円	4,041,000円	380,000円 加算
給与収入換算額(目安)	5,252,000円	5,728,000円	

- ※ 所得とは、諸控除後の額です。(障害年金は所得に含みません。)
- ※ 所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。
- ※ 所得審査の対象は、未成年者を含め本人の所得のみです。

【助成方法】

○ 窓口負担なしの場合○

医療機関等の窓口で、受給者証を提示してください。

《オレンジ色の受給者証をお持ちのかた》

埼玉県内の医療機関等(医科・歯科・薬局・訪問看護)および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結した市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院において、医療機関等ごと、入院・外来別で、1カ月に保険診療分の自己負担額の合計が21,000円未満の場合、窓口負担が不要となります。

《クリーム色の受給者証をお持ちのかた》

埼玉県内の指定医療機関で、1カ月に保険診療分の自己負担額の合計が21,000円未満の場合、窓口負担が不要となります。

※医療機関等によっては窓口負担が必要となる場合があります。受診される際に各医療機関等にご確認ください。

○ 窓口負担ありの場合○

次の場合は、窓口で一旦自己負担し、医療費支給申請書に医療機関等の証明を受けるか、または領収書を添付して申請してください。

※医療費支給申請書は、ホームページからダウンロードすることができます。

《オレンジ色の受給者証をお持ちのかた》

- (1) 埼玉県内の医療機関等（医科・歯科・薬局・訪問看護）および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結した市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院において、医療機関等ごと、入院・外来別で、1カ月に保険診療分の自己負担額の合計が21,000円以上かかる場合。
- (2) 市外および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結していない市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院にかかる場合。
- (3) 埼玉県外の医療機関等にかかる場合。

《クリーム色の受給者証をお持ちのかた》

埼玉県外の指定医療機関にかかる場合。

毎月5日まで（休日の場合は翌開庁日まで・郵送の場合は必着）に申請のあったものを、その月の月末に申請者が指定した金融機関の口座に振り込みます。

重度心身障害者医療費助成制度についてのホームページ →

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4004.html>



後期高齢者医療制度

身 知 精

【担当窓口 高齢者保険事業室】

後期高齢者医療制度は、75歳から被保険者となりますが、次のかたは65歳から加入することができます。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級から3級および4級のうち音声機能・言語機能障害または下肢機能障害1号、3号、4号（103ページ参照）に該当するかた
- (2) 療育手帳㊦・Aのかた
- (3) 国民年金障害基礎年金証書1・2級に該当するかた
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級のかた

埼玉県障害者歯科相談医制度

身 知

施設名	住所	電話	FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所※	草加市柿木町 1215-1	048-392-1312	048-932-1311
埼玉県立嵐山郷※	比企郡嵐山町古里 1848	0493-62-0589	0493-62-8944
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所※	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1411	048-467-4127
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所※	深谷市人見 1998	048-574-8211	048-573-2022

※社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団に指定管理を委託しています。

【紹介予約制度】

県立施設障害者歯科診療所を受診するには（１）かかりつけの歯科医師等がいる場合、（２）かかりつけの歯科医師等がない場合では、手続きが異なります。

- （１）かかりつけ歯科医師等がいる場合…かかりつけ歯科医師等に紹介状を作成してもらい、直接、県立施設障害者歯科診療所に予約申し込みをします。
- （２）かかりつけ歯科医師等がない場合…お住まいの市町村で診療予約申込書を提出し、市町村から受診したい県立施設障害者歯科診療所に診療予約申込書を送付し、予約申し込みをします。詳しくは障害福祉課までご相談ください。

埼玉県歯科医師会口腔保健センター

埼玉県歯科医師会では、口腔保健センターを運営し、障害者（児）の歯科治療を行っております。

【窓口】口腔保健センター…〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

彩の国すこやかプラザ4F

（電話）048-835-3210 （FAX）048-835-3220

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

難

対象疾患の治療を受けているかたが、医療機関で保険診療（入院を含む）を受ける際の医療費などを公費で負担します。（健康保険が適用される治療を受けた場合、その自己負担分の全額が助成されます。）

【対象者】

以下対象疾患に罹患しており、次の要件を全て満たすかたが対象となります。

- ・ 埼玉県内に住所があるかた
- ・ 国民健康保険など、何らかの健康保険に加入しているかた
- ・ 20歳以上のかた

（20歳未満のかたは小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となります。ただし、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者のかたは、20歳未満であっても対象となります。）

※ 生活保護による医療給付を受けているかたは対象となりません。

【対象疾患】

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症 | 2 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症 |
| 3 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症 | 4 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症 |
| 5 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A) | 6 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B) |
| 7 第Ⅹ因子(スチュアートプラウア)欠乏症 | 8 第ⅩⅠ因子(P T A)欠乏症 |
| 9 第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症 | 10 第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症 |
| 11 von willebrand(フォン・ヴィルブランド)病 | 12 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症 |

【注意事項】

血友病A・Bまたは血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者のかたは、ご加入の健康保険へ申請し、「特定疾病療養受療証」の交付を受けてください。
詳細は、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

【窓口】

川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川1-11-1

(電話) 048-423-6708 (FAX) 048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-3562 (FAX) 048-830-4809

埼玉県ホームページ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度 →

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/blood.html>



特定疾患等医療給付制度

難

対象疾患の治療を受けているかたが、医療機関で保険診療（入院を含む）を受ける際の医療費などの全部または一部を公費で負担します。

【対象者】

次の要件を全て満たすかたが対象となります。

- ・以下対象疾患に罹患しているかた（疾患ごとの認定基準を満たす必要があります。）
- ・埼玉県内に住所があるかた
- ・国民健康保険など、何らかの健康保険に加入しているかた
- ・提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用されることに同意しているかた

※ 生活保護による医療給付を受けているかたは対象となりません。

【対象疾患】

特定疾患

- ・スモン
- ・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
- ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎（新規申請受付は行わない。継続申請受付のみ。）
- ・重症急性膵炎（新規申請受付は行わない。継続申請受付のみ。）

県単独指定難病

- ・橋本病
- ・特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び、好酸球性副鼻腔炎を除く。）
- ・原発性骨髄線維症
- ・溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び、発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。）

【窓口】

川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川1-1-1

（電話）048-423-6708 （FAX）048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-1-5

（電話）048-830-3562 （FAX）048-830-4809

埼玉県ホームページ 特定疾患等医療給付制度 →

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/tokuteisikkanseid.html>



小児慢性特定疾病医療費支給制度

難

【対象者】

次の要件を全て満たすかたが、医療費支給（一部自己負担額あり）の対象となります。

- 申請者（※1）又は小児慢性特定疾病児童等（※2）が川口市に住民登録をしていること。
- 小児慢性特定疾病児童等（※2）が18歳未満であること。
（18歳到達時点で支給を受けており、引き続き治療が必要と認められる場合には、有効期間終了前に継続申請を行うことにより、20歳未満まで延長することができます。）
- 小児慢性特定疾病にかかり、国が定める状態の程度を満たしていること。
- 原則として何らかの医療保険に加入していること。
「生活保護」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付」を受給しているかたも対象となります。

【対象疾病】

- 801疾病（16疾患群）の医療費を支給します（2025年4月現在）。
- 対象疾病及び認定基準については、「児童福祉法第6条の2第1項の規定

に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（厚生労働省告示第475号）」により一定の基準が設けられています。（注：告示内容の改正事項等もご参照ください。）



詳細は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご参照ください。
（小児慢性特定疾病情報センター <https://www.shouman.jp/>）

- 対象疾病の認定基準に基づき、支給認定の審査が行われます。
審査により認定されると、市から医療受給者証及び管理票が交付されます。

【対象疾病となる疾病の例示】

（2025年4月現在）

対象疾患群	疾病の例示
1 悪性新生物	白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、固形腫瘍 など
2 慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症、慢性糸球体腎炎 など
3 慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄 など
4 慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症 など
5 内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病 など
6 膠原病	若年性突発性関節炎、全身性エリテマトーデス など
7 糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病 など
8 先天性代謝異常	フェニルケトン尿症、ウィルソン病 など
9 血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血 など
10 免疫疾患	後天性免疫不全症 など
11 神経・筋疾患	點頭てんかん（ウエスト症候群）、結節性硬化症 など
12 慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症 など
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、マルファン症候群 など
14 皮膚疾患	眼皮皮膚白皮症（先天性白皮症）、レックリングハウゼン病 など
15 骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性繊維異形成症 など
16 脈管系疾患	巨大静脈奇形、原発性リンパ浮腫 など

（注）各疾病には一定の基準があります。

※1 申請者とは：小児慢性特定疾病児童の保護者（原則は公的医療保険の被保険者、市町村国保・国民健康保険組合の場合は受診者を扶養している者）又は成年患者（小児慢性特定疾病にかかっている児童以外の満20歳に満たない者）をいう。

※2 小児慢性特定疾病児童等とは：小児慢性特定疾病にかかっている児童又は児童以外の満20歳に満たない者をいう。

【窓口】川口市保健所 健康増進課 給付係 〒332-0026 川口市南町1-9-20
（電話）048-256-1135 （FAX）048-256-2023

指定難病の医療給付制度

難

対象疾病の治療を指定医療機関で受ける際の医療費などの一部を公費で負担します。

【対象者】

次の要件を全て満たすかたが対象となります。

- ・ 指定難病にり患しているかた（疾病ごとの認定基準を満たす必要があります。）
 - ・ 埼玉県内に住所があるかた
 - ・ 国民健康保険など、何らかの健康保険に加入しているかた
- ※ 生活保護による医療給付を受けているかたも対象となります。

【対象疾病】（令和8年4月1日現在）

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号	
あ	アイカルディ症候群	135	お	黄色靱帯骨化症	68	
	アイザックス症候群	119		黄斑ジストロフィー	301	
	I g A 腎症	66		大田原症候群	146	
	I g G 4 関連疾患	300		オクシピタル・ホーン症候群	170	
	亜急性硬化性全脳炎	24		オスラー病	227	
	悪性関節リウマチ	46		か	カーニー複合	232
	アジソン病	83			海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
	アッシャー症候群	303			潰瘍性大腸炎	97
	アトピー性脊髄炎	116			下垂体性ADH分泌異常症	72
	アペール症候群	182			下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	76
	アラジール症候群	297			下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	77
	α1-アンチトリプシン欠乏症	231			下垂体性TSH分泌亢進症	73
	アルポート症候群	218			下垂体性PRL分泌亢進症	74
	アレキサンダー病	131			下垂体前葉機能低下症	78
	アンジェルマン症候群	201			家族性高コレステロール血症	79
	アントレー・ビクスラー症候群	184			(ホモ接合体)	
	い	イソ吉草酸血症			247	家族性地中海熱
一次性ネフローゼ症候群		222	家族性低βリポタンパク血症1		336	
一次性膜性増殖性糸球体腎炎		223	(ホモ接合体)			
1p36欠失症候群		197	家族性良性慢性天疱瘡		161	
遺伝性自己炎症疾患		325	カナバン病		307	
遺伝性ジストニア		120	化膿性無菌性関節炎		269	
遺伝性周期性四肢麻痺		115	・壊疽性膿皮症・アクネ症候群			
遺伝性膀胱炎		298	歌舞伎症候群	187		
遺伝性鉄芽球性貧血		286	ガラクトース-1-リン酸	258		
う		ウィーバー症候群	175	ウリジルトランスフェラーゼ欠損症		
		ウィリアムズ症候群	179	カルニチン回路異常症	316	
		ウィルソン病	171	肝型糖原病	257	
		ウエスト症候群	145	間質性膀胱炎（ハンナ型）	226	
		ウェルナー症候群	191	環状20番染色体症候群	150	
		ウォルフラム症候群	233	完全大血管転位症	209	
		ウルリッヒ病	29	眼皮皮膚白皮症	164	
		え	HTLV-1関連脊髄症	26	き	偽性副甲状腺機能低下症
	ATR-X症候群		180	ギャロウェイ・モフト症候群		219
	エーラス・ダンロス症候群		168	球脊髄性筋萎縮症		1
	エプスタイン症候群		287	急速進行性糸球体腎炎		220
	エプスタイン病		217	強直性脊椎炎		271
	エマヌエル症候群		204	巨細胞性動脈炎		41
	MECP2重複症候群		339	巨大静脈奇形		279
	LMNB1関連大脳白質脳症		342	(頸部口腔咽頭びまん性病変)		
	遠位型ミオパチー		30			

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号
き	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	280	こ	コステロ症候群	104
	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	100		骨形成不全症	274
く	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	278	5p欠失症候群	199	
	筋萎縮性側索硬化症	2	コフィン・シリス症候群	185	
く	筋型糖原病	256	コフィン・ローリー症候群	176	
	筋ジストロフィー	113	混合性結合組織病	52	
く	クッシング病	75	さ	鰓耳腎症候群	190
	クリオピリン関連周期熱症候群	106		再生不良性貧血	60
く	クリッペル・トレノネー ・ウェーバー症候群	281	再発性多発軟骨炎	55	
	クルーゾン症候群	181	左心低形成症候群	211	
く	グルコーストランスポーター 1欠損症	248	サルコイドーシス	84	
	グルタル酸血症1型	249	三尖弁閉鎖症	212	
く	グルタル酸血症2型	250	三頭酵素欠損症	317	
	クロウ・深瀬症候群	16	し	CFC症候群	103
クローン病	96	シェーグレン症候群		53	
く	クロンカイト・カナダ症候群	289	色素性乾皮症	159	
	痙攣重積型(二相性)急性脳症	129	自己貪食空胞性ミオパチー	32	
け	結節性硬化症	158	自己免疫性肝炎	95	
	結節性多発動脈炎	42	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288	
け	血栓性血小板減少性紫斑病	64	自己免疫性溶血性貧血	61	
	限局性皮質異形成	137	シトステロール血症	260	
け	原発性肝外門脈閉塞症	346	シトリン欠損症	318	
	原発性高カイロミクロン血症	262	紫斑病性腎炎	224	
け	原発性硬化性胆管炎	94	脂肪萎縮症	265	
	原発性抗リン脂質抗体症候群	48	若年性特発性関節炎	107	
け	原発性側索硬化症	4	若年発症型両側性感音難聴	304	
	原発性胆汁性胆管炎	93	シャルコー・マリー・トゥース病	10	
け	原発性免疫不全症候群	65	重症筋無力症	11	
	顕微鏡的多発血管炎	43	修正大血管転位症	208	
こ	高IgD症候群	267	出血性線溶異常症	347	
	好酸球性消化管疾患	98	ジュベール症候群関連疾患	177	
こ	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	45	シュワルツ・ヤンペル症候群	33	
	好酸球性副鼻腔炎	306	神経細胞移動異常症	138	
こ	抗糸球体基底膜腎炎	221	神経軸索スフェロイド形成を伴う 遺伝性びまん性白質脳症	125	
	後縦靭帯骨化症	69	神経線維腫症	34	
こ	甲状腺ホルモン不応症	80	神経有棘赤血球症	9	
	拘束型心筋症	59	進行性核上性麻痺	5	
こ	高チロシン血症1型	241	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	338	
	高チロシン血症2型	242	進行性骨化性線維異形成症	272	
こ	高チロシン血症3型	243	進行性多巣性白質脳症	25	
	後天性赤芽球癆	283	進行性白質脳症	308	
こ	広範脊柱管狭窄症	70	進行性ミオクローヌスてんかん	309	
	膠様滴状角膜ジストロフィー	332	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214	
こ	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素 欠損症	344	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213	
	コケイン症候群	192	す	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性 てんかん性脳症及びてんかん性脳症	154
		スタージ・ウェーバー症候群		157	
			スティーヴンス・ジョンソン症候群	38	

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号				
す せ	スミス・マギニス症候群	202	た	タナトフォリック骨異形成症	275				
	脆弱×症候群	206		多発血管炎性肉芽腫症	44				
	脆弱×症候群関連疾患	205		多発性硬化症／視神経脊髄炎	13				
	成人発症スチル病	54		多発性嚢胞腎	67				
	脊髄空洞症	117		多脾症候群	188				
	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	18		タンジール病	261				
	脊髄髄膜瘤	118		単心室症	210				
	脊髄性筋萎縮症	3		弾性線維性仮性黄色腫	166				
	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	319		胆道閉鎖症	296				
	前眼部形成異常	328		ち	遅発性内リンパ水腫	305			
	全身性アミロイドーシス	28	チャージ症候群		105				
	全身性エリテマトーデス	49	中隔視神経形成異常症/ ドモルシア症候群		134				
	全身性強皮症	51	中毒性表皮壊死症		39				
	先天異常症候群	310	腸管神経節細胞僅少症		101				
	先天性横隔膜ヘルニア	294	て		TRPV4異常症	341			
	先天性核上性球麻痺	132			TNF受容体関連周期性症候群	108			
	先天性気管狭窄症/ 先天性声門下狭窄症	330			低ホスファターゼ症	172			
	先天性魚鱗癬	160			天疱瘡	35			
	先天性筋無力症候群	12			と	特発性拡張型心筋症	57		
	先天性グリコシルホスファチジル イノシトール(GPI)欠損症	320		特発性間質性肺炎		85			
先天性三尖弁狭窄症	311	特発性基底核石灰化症		27					
先天性腎性尿崩症	225	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因に よるものに限る。)		327					
先天性赤血球形成異常性貧血	282	特発性後天性全身性無汗症		163					
先天性僧帽弁狭窄症	312	特発性大腿骨頭壊死症		71					
先天性大脳白質形成不全症	139	特発性多中心性キャッスルマン病	331						
先天性肺静脈狭窄症	313	特発性門脈圧亢進症	92						
先天性副腎低形成症	82	な	ドラベ症候群	140					
先天性副腎皮質酵素欠損症	81		中條・西村症候群	268					
先天性ミオパチー	111		那須・ハコラ病	174					
先天性無痛無汗症	130		軟骨無形成症	276					
先天性葉酸吸収不全	253		に	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153				
前頭側頭葉変性症	127			22q11.2欠失症候群	203				
線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)	340			乳児発症STING関連血管炎	345				
そ	早期ミオクロニー脳症			147	乳幼児肝巨大血管腫	295			
	総動脈幹遺残症			207	尿素サイクル異常症	251			
	総排泄腔遺残			293	ぬ	ヌーナン症候群	195		
	総排泄腔外反症	292		ね		ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症	315		
	ソトス症候群	194				ネフロン癆	335		
	た	第14番染色体父親性ダイソミー 症候群				200	の	脳クレアチン欠乏症候群	334
		ダイヤモンド・ブラックファン貧血				284		脳髄黄色腫症	263
		大脳皮質基底核変性症	7			脳内鉄沈着神経変性症		121	
		大理石骨病	326			脳表ヘモジデリン沈着症		122	
		高安動脈炎	40			は		膿疱性乾癬(汎発型)	37
多系統萎縮症		17	嚢胞性線維症					299	
			パーキンソン病					6	
			バージャー病		47				

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号
は	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	87	ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
	肺動脈性肺高血圧症	86		発作性夜間ヘモグロビン尿症	62
	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	229		ホモシスチン尿症	337
	肺胞低換気症候群	230		ポルフィリン症	254
	ハッチンソン・ギルフォード症候群	333	ま	マリネスコ・シェーグレン症候群	112
	バッド・キアリ症候群	91		マルファン症候群	167
	HTRA 1 関連脳小血管病	123		／ロイス・ディーツ症候群	
	ハンチントン病	8		慢性炎症性脱髄性多発神経炎	14
ひ	PCDH 1 9 関連症候群	152		／多巣性運動ニューロパチー	
	PURA 関連神経発達異常症	343		慢性血栓栓性肺高血圧症	88
	非ケトーシス型高グリシン血症	321		慢性再発性多発性骨髄炎	270
	肥厚性皮膚骨膜炎	165		慢性特発性偽性腸閉塞症	99
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	114	み	ミオクロニー欠神てんかん	142
	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症	124		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
	肥大型心筋症	58	む	ミトコンドリア病	21
	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	239		無虹彩症	329
	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	238		無脾症候群	189
	左肺動脈右肺動脈起始症	314	め	無βリポタンパク血症	264
ビッカースタッフ脳幹脳炎	128	メープルシロップ尿症		244	
	非典型溶血性尿毒症症候群	109		メチルグルタコン酸尿症	324
	非特異性多発性小腸潰瘍症	290		メチルマロン酸血症	246
	皮膚筋炎／多発性筋炎	50		メビウス症候群	133
	表皮水疱症	36		免疫性血小板減少症	63
	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	291	も	メンケス病	169
				網膜色素変性症	90
ふ	VATER症候群	173		もやもや病	22
	ファイファー症候群	183		モワット・ウィルソン症候群	178
	ファロー四徴症	215	や	ヤング・シンプソン症候群	196
	ファンコニ貧血	285		ゆ	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	封入体筋炎	15	よ	4p欠失症候群	198
	フェニルケトン尿症	240		ら	ライソゾーム病
	複合カルボキシラーゼ欠損症	255		ラスムッセン脳炎	151
	副甲状腺機能低下症	235	り	ランドウ・クレフナー症候群	155
副腎白質ジストロフィー	20			リジン尿性蛋白不耐症	252
	副腎皮質刺激ホルモン不応症	237		両大血管右室起始症	216
	ブラウ症候群	110		リンパ管腫症/ゴーハム病	277
	プラダー・ウィリ症候群	193	る	リンパ脈管筋腫症	89
	プリオン病	23		類天疱瘡	162
	プロピオン酸血症	245		(後天性表皮水疱症を含む。)	
	閉塞性細気管支炎	228	れ	ルビンシュタイン・テイビ症候群	102
β-ケトチオラーゼ欠損症	322			レーベル遺伝性視神経症	302
へ	ベーチェット病	56		レシチンコレステロール	259
	ベスレムミオパチー	31		アシルトランスフェラーゼ欠損症	
	ペリー病	126	ろ	レット症候群	156
	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	234		レノックス・ガストー症候群	144
	片側巨脳症	136		ロウ症候群	348
	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149		ロスムンド・トムソン症候群	186
				肋骨異常を伴う先天性側弯症	273

【窓口】川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川1-11-1

(電話) 048-423-6708 (FAX) 048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-3562 (FAX) 048-830-4809

難病情報センターホームページ →

<https://www.nanbyou.or.jp/>



第4章 手当・年金関係

特別児童扶養手当（国の制度）

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを家庭で養育しているかたのうち、生計を維持するかたに対し、所定の診断書等の判定に基づいて認定され、国から手当が支給されます。

【子どもの障害の基準】

- (1) 身体障害者手帳1級から3級、4級の一部の障害、重度の内科的疾患のあるかた
- (2) 療育手帳AからBのかた
- (3) 精神障害等で上記と同程度以上のかた

※ 上記以外でも所定の診断書等により判定されることがあります。（106ページ参照）

【手当額】（令和8年4月1日現在）

- 月額 1級（重度）…58,450円
2級（中度）…38,930円

【支給制限】 次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- (1) 父母および扶養義務者の前年の所得が次の額以上のかた

（令和8年4月1日現在）

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごと
請求者本人	4,596,000円	4,976,000円	380,000円加算
扶養義務者	6,287,000円	6,536,000円	213,000円加算

- (2) 子どもが児童福祉施設に入所しているかた
- (3) 子どもが障害による公的年金を受けられるかた

【支給方法】

申請月の翌月分から対象になります。毎年4月・8月・11月の11日頃に、その前月分までの4カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座又は公金受取口座に振り込みます。（11月振込分については当月分も含まれます。）

児童扶養手当（国の制度）

身 知 精

【担当窓口 子育て支援課】

【対象者】

離婚・死別などにより父または母がいない家庭や父母以外のかたが養育する家庭、または父か母に一定の障害がある家庭において、18歳に達する年度末までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満まで）を養育しているかたに手当を支給する制度です。

ただし、申請するかたや同居の生計を同じくする扶養義務者の所得等により支給制限があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

特別障害者手当（国の制度）



【担当窓口 障害福祉課】

20歳以上で、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に対して、障害によって生ずる特別な負担の一助として手当を支給します。

【対象者】

- (1) おおむね身体障害者手帳1級および2級程度の障害が重複するかた
 - (2) 療育手帳[㊦]で常時特別な介護を要するかた
 - (3) 精神障害、血液障害、肝臓障害などで上記と同程度以上の障害を有するかた
- ※1 所定の診断書により判定されます。(107ページ参照)
- ※2 手帳の等級は、手当が受けられるかどうかの目安になります。障害の状態によっては、このとおりにならない場合もあります。

【手当額】月額 30,450円 (令和8年4月1日現在)

【支給制限】 次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- (1) 障害者本人または扶養義務者の前年の所得が一定額以上のかた (26ページ参照)
- (2) 施設に入所しているかた
- (3) 病院等に継続して3カ月を超えて入院しているかた

【支給方法】

申請月の翌月分から対象になります。毎年2月・5月・8月・11月の10日頃に、その前月分までの3カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座又は公金受取口座に振り込みます。

障害児福祉手当（国の制度）



【担当窓口 障害福祉課】

20歳未満で、日常生活において常時介護を要する在宅の重度障害児に対して、障害によって生ずる特別な負担の一助として手当を支給します。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級および2級の一部（視覚、肢体不自由の一部）のかた
 - (2) 療育手帳[㊦]のかた
 - (3) 精神障害、血液障害、肝臓障害などで上記と同程度以上の障害を有するかた
- ※1 所定の診断書により判定されます。(107ページ参照)
- ※2 手帳の等級は、手当が受けられるかどうかの目安になります。障害の状態によっては、このとおりにならない場合もあります。

【手当額】月額 16,560円 (令和8年4月1日現在)

【支給制限】 次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- (1) 障害者本人または扶養義務者の前年の所得が一定額以上のかた (下表参照)
- (2) 施設に入所しているかた
- (3) 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるかた

【支給方法】

申請月の翌月分から対象になります。毎年2月・5月・8月・11月の10日頃に、その前月分までの3カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座又は公金受取口座に振り込みます。

経過措置による福祉手当 (国の制度)



【担当窓口 障害福祉課】

20歳以上であって、制度改正 (昭和61年4月1日) 前の福祉手当を受給しているかたのうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられないかたに支給します。

【手当額】月額 16,450円 (令和8年4月1日現在)

【支給制限】 障害児福祉手当と同じ

【支給方法】 毎年2月・5月・8月・11月の10日頃に、その前月分までの3カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座又は公金受取口座に振り込みます。

《所得による支給制限について》

特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当は、障害者本人または扶養義務者の前年の所得が次の額以上のときは、その年の8月から翌年の7月まで支給停止となります。 (所得は毎年8月に審査しています。)

(令和8年4月1日現在)

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごと
障害者本人	3,661,000円	4,041,000円	380,000円加算
扶養義務者	6,287,000円	6,536,000円	213,000円加算

川口市障害者福祉手当（市の制度）

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

市内に住所を有する在宅の障害者のかたに対して、手当を支給します。

【対象者及び手当額】

対 象 者	月 額
身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた	5,000円
身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 級のいずれかを 2 つ以上お持ちのかた	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるかた	
療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 級のかた	3,000円

【支給制限】 次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日以降に 6 5 歳以上で対象者に該当する障害者手帳を取得されたかた
- (2) 市民税が課税されているかた
- (3) 施設に入所しているかた
(ただし、老健・介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などは支給対象です。)
- (4) 特別障害者手当等の国の制度の支給を受けることができるかた
(ただし、超重症心身障害児については、障害児福祉手当との併給が可能です。)

【支給方法】

申請月の翌月分から対象になります。毎年 2 月・5 月・8 月・1 1 月の 1 0 日頃に、その前月分までの 3 カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座に振り込みます。

※ 障害者手帳の更新手続き中のかたは、振り込みが遅れる場合があります。

心身障害者扶養共済制度

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

心身障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度の障害状態になったとき、残された心身障害者へ終身にわたり一定額の年金が支給されます。

【加入資格】

心身障害者を扶養している保護者で、年齢が 6 5 歳未満（毎年度 4 月 1 日時点）のかた

※ この制度に加入できるのは、1 人の心身障害者に対して 1 人の保護者のみです。

【対象となる心身障害者】

次のいずれかに該当するかたで、将来独立自活することが困難であると認められるかた。

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者手帳1級から3級のかた
- (3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められるかた
(精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

【加入口数】心身障害者1人につき2口まで

【掛金】

加入時の年齢により異なります。

ただし、加入期間または加入者の世帯などの所得に応じて、掛金が免除または減額されます。

加入時の加入者の年齢	掛 金
35歳未満のかた	9,300円 (5,600円)
35歳以上 40歳未満のかた	11,400円 (6,900円)
40歳以上 45歳未満のかた	14,300円 (8,700円)
45歳以上 50歳未満のかた	17,300円 (10,600円)
50歳以上 55歳未満のかた	18,800円 (11,600円)
55歳以上 60歳未満のかた	20,700円 (12,800円)
60歳以上 65歳未満のかた	23,300円 (14,500円)

※ 掛金欄の () 書は、平成20年3月31日以前の加入者の額

【年金額】1口加入の場合…月額 20,000円 2口加入の場合…月額 40,000円

【弔慰金支給額】

加入者(保護者)の生存中に心身障害者が死亡したとき、加入期間に応じて支給されます。

加入期間	金 額 (1口あたり)
1年以上 5年未満のかた	50,000円 (30,000円)
5年以上 20年未満のかた	125,000円 (75,000円)
20年以上のかた	250,000円 (150,000円)

※ 金額欄の () 書は、平成20年3月31日以前の加入者の額 (以下同じ。)

【脱退一時金支給額】

5年以上加入した後に、脱退または加入口数を減らしたとき、加入期間に応じて支給されます。

加入期間	金 額 (1口あたり)
5年以上 10年未満のかた	75,000円 (45,000円)
10年以上 20年未満のかた	125,000円 (75,000円)
20年以上のかた	250,000円 (150,000円)

障害基礎年金

身 知 精

【担当窓口 国民年金課】

障害基礎年金は、病気やケガにより障害が残り、日常生活に制限を受ける状態になったとき、日本年金機構による審査後、受給が認められたかたに支給されます。

【対象者】

障害の状態が、障害認定日※において障害基礎年金の障害等級表（108ページ参照）に該当するかたで、次の（1）または（2）に該当するかた

※ 障害認定日…初診日から1年6カ月を経過した日または1年6カ月以内に症状が固定した日

（1）20歳以後に初診日があるかたで、次の要件の両方を満たすかた

- ア. 障害の原因となる病気やケガの初診日に国民年金の被保険者であり、かつ65歳までに初診日があるかた。または、60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有し、老齢基礎年金を繰上げて受給していないこと。
- イ. 初診日の前々月までの被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間（免除期間などを含む）があること（令和18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日がある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと）。

（2）20歳前に初診日があるかた

20歳より前に初診日があるかたは、国民年金制度加入前の障害であり、保険料納付期間がないため納付に関する要件はありません。ただし、本人の前年所得が政令で定める限度額を超えるときは、所得額に応じて半額あるいは全額が支給停止される所得制限が設けられています。

【年金額】（令和8年4月分～） ※《 》内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

区 分	金 額
1 級	1,059,125円（月額88,260円）+子の加算額 《1,056,125円（月額88,010円）+子の加算額》
2 級	847,300円（月額70,608円）+子の加算額 《844,900円（月額70,408円）+子の加算額》

子の加算額 年齢制限：18歳到達年度の末日までの間にある子。

または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

加算額：子2人まで 1人につき243,800円（月額20,316円）

子3人目から 1人につき 81,300円（月額 6,775円）

《子の加算については昭和31年4月2日以後生まれと同じ》

【支給方法】

毎年2月・4月・6月・8月・10月・12月の15日（土日祝日の場合は直前の営業日）に、その前月分までの2カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座に振り込みされます。

【窓口】初診日が20歳前及び国民年金加入期間中のとき

国民年金課 給付係

（電話）048-259-7667 ※窓口でのご相談は事前予約をお願いします。

『年金事務所でもお手続きが可能です』

日本年金機構 浦和年金事務所…〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1

(電話) 048-831-1638 (FAX) 048-833-7019

(給付に関する予約専用電話) 048-831-1489

ねんきんサテライト川口 (浦和年金事務所川口分室) …

〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル13階

(給付に関する予約受付専用電話) 0570-05-4890

(注) 電話による年金相談は受け付けておりません。

【障害基礎年金の更新について】

障害基礎年金受給中のかたで障害の程度を確認する必要があるかたは、日本年金機構から郵送される診断書(障害状態確認届)を担当医に記載してもらい、同封の返信用封筒で郵送してください。

市役所第二本庁舎2階国民年金課、各支所または行政センターでも提出できます。

提出が遅れた場合には年金の支給が一時停止することがありますので、ご注意ください。

障害厚生年金

身 知 精

障害厚生年金は、厚生年金の加入期間中に初診日がある病気やケガによって障害基礎年金に該当する障害(1級、2級)が生じたとき、日本年金機構による審査後、受給が認められたかたに障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。

また、1級、2級に該当しない場合でも、厚生年金独自の3級の障害厚生年金や障害手当金(一時金)の障害に該当したとき、日本年金機構による審査後、受給が認められたかたに支給されます。

【対象者】 次の要件をすべて満たすかた

- (1) 障害の原因となる病気やケガの初診日に、厚生年金の被保険者であること。
- (2) 障害認定日に、障害厚生年金の障害等級表(109・110ページ参照)に該当すること。
- (3) 初診日の前々月までの被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間(免除期間などを含む)があること(令和18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと)。

【年金額】 (令和8年4月分～)

※《 》内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

区 分	金 額
1 級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額+障害基礎年金額+子の加算額
2 級	報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額+障害基礎年金額+子の加算額
3 級	報酬比例の年金額(最低保障額 635,500円《633,700円》)

配偶者の加給年金額 年齢制限 : 65歳未満であること。

加給年金額 : 243,800円(月額20,316円)

《子の加算については昭和31年4月2日以後生まれと同じ》

【障害手当金額】（令和8年4月分～）

報酬比例の年金額 × 2.0（最低保障額1,271,000円）

【窓口】 初診日が厚生年金加入期間中のとき

日本年金機構 浦和年金事務所…〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1

（電話）048-831-1638 （FAX）048-833-7019

（給付に関する予約専用電話）048-831-1489

ねんきんサテライト川口（浦和年金事務所川口分室）…

〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル13階

（給付に関する予約受付専用電話）0570-05-4890

（注）電話による年金相談は受け付けておりません。

障害年金生活者支援給付金



公的年金等の収入金額と所得金額の合計額が一定基準以下の人に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乘せして支給するものです。

【対象者】

障害基礎年金の受給権者のうち、次の（１）、（２）の要件をすべて満たす人に支給されます。

（１）障害基礎年金の受給権者であること。

（２）前年の所得額が4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※以下であること。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【給付額】

区分	金額（月額）
1級	7,025円
2級	5,620円

【窓口】

日本年金機構 浦和年金事務所…〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1

（電話）048-831-1638 （FAX）048-833-7019

第5章 障害者総合支援法

障害者総合支援法の概要

障害福祉制度は、平成15年4月に「支援費制度」が導入され従来の「措置制度」から大きく転換されました。障害のある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。しかし、新たな課題が生じたために、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、障害種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化や障害程度区分（現在は「障害支援区分」）が導入されるなどの改正がされました。

障害者総合支援法（平成25年4月施行）は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

また、平成30年4月に「障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う」ことを趣旨として、自立生活援助、就労定着支援などのサービス創設や拡充、また、高齢障害者の方の利用負担軽減制度の創設などの制度改革に伴い、障害者総合支援法の一部改正が行われました。

令和4年には地域生活や就労支援の強化等により、障害のある方が希望する生活を実現するための改正がなされ、令和6年4月より施行されています。令和7年10月からは「就労選択支援」という新しい障害福祉サービスが開始されていますが、これは、障害のある人が自分に合った働き方（一般就労、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を選択できるように、アセスメント（能力評価）や体験機会を提供するものです。

福祉サービスの体系

○障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法は「障害者および障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営む」とし「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されています。

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大分されます。

サービスの全体像

障害者（児）への福祉サービスは障害者総合支援法（自立支援給付・地域生活支援事業）と、児童福祉法（障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援）で構成されています。

障害者総合支援法

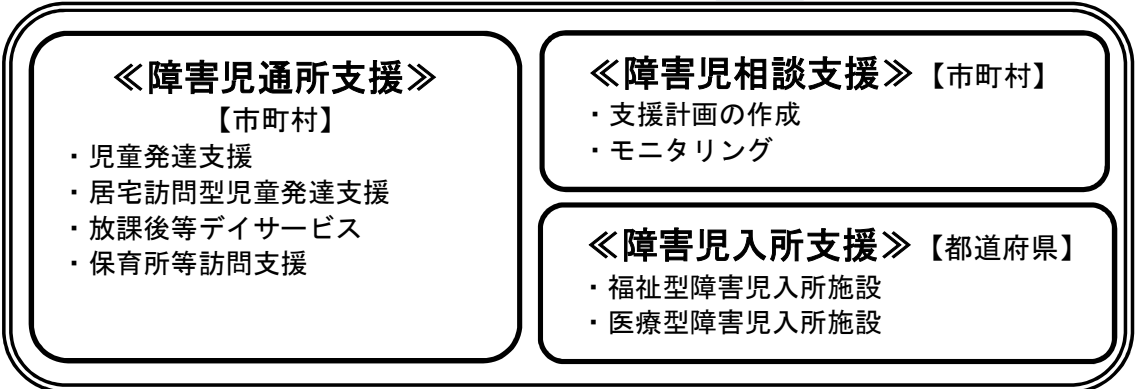


※一部、年齢の制限があります。

障害者

障害児

児童福祉法



障害福祉サービスの内容

身 知 精 難

「障害福祉サービス」を利用する場合、対象者や利用の際のプロセスが異なります。

介護給付	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事、移動を補助します。
		同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護が必要な人に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	訓練系・就労系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために(宿泊)訓練を行います。
		就労選択支援	働き方を主体的に選べるよう、能力のアセスメントや他機関連携の情報整理・支援調整を行い、就労の自己決定を支援します。
		就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問等により必要な支援を行います。
		自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、訪問して必要な助言などの支援を行います。
	居住系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
相談支援	計画相談支援	サービス等利用計画について、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。	
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している人に、住居の確保等の地域生活に移行するための活動に関する相談、支援を行います。	
	地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行います。	

障害児福祉サービスの内容

身 知 精 難

1 障害児通所支援【市町村】

障害児通所支援は、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

障害児通所支援は、利用される方の状態像や年齢に応じて、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」などのサービスにわかれています。

児 童 福 祉 法	障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
		放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童に対し、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
		保育所等訪問	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

2 障害児相談支援【市町村】

障害児相談支援とは、障害児に関する各種サービスを利用するにあたって、子ども本人や家族の相談に応じ、その意向を確認し、一人ひとりにあったサービスを一緒に考えてプランを作成するものです。具体的には、障害児支援利用援助（サービス等利用計画の作成）や継続障害児支援利用援助（モニタリングの実施）等を行います。

障害児相談支援は、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、介護給付（居宅介護や短期入所など）を利用される方が対象です。地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援など）のみを利用する場合は計画相談支援の対象とはなりません。

3 障害児入所支援【都道府県】

障害児入所支援は、基本的には 18 歳未満の障害のある方を対象としたサービスで、児童福祉法の下で提供され、児童福祉法に基づくサービスの一つです。

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

障害児に対する施設は、以前は障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう平成 24 年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障害の特性に応じたサービス提供も認められています。

児童福祉法	障害児入所	福祉型障害児入所支援	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
		医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

【支給決定までの流れ】

障害者（児）の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- ① 障害者（児）の心身の状況（障害支援区分）
- ② 社会活動や介護者、居住などの状況
- ③ サービスの利用意向
- ④ 訓練・就労に関する評価

を調査・把握した上で、支給決定を行います。

【サービス利用の申請方法】

相談

障害福祉課または市内の相談支援事業所に相談します。

↓

申請

障害福祉課へ申請します。相談支援専門員による代行も可能です。

↓

「サービス等利用計画案」（障害児支援利用計画案）の作成依頼

作成をお願いしたい相談支援事業所を決定します。また、相談支援事業所に代わりご本人やご家族、支援者がセルフプラン（自己制作）を作成することもできます。

↓

認定調査

調査員がご本人の身体状況や生活状況について確認します。
（障害児の場合は障害福祉課担当者との面接を行います）

↓

障害支援区分の決定（児童用認定調査区分）

審査会でご本人の障害支援区分が決定します。（訓練等給付の場合はなし）

↓

サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の提出

作成依頼した「サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）」を障害福祉課へ提出します。

↓

サービスの支給決定

障害福祉課から支給決定（受給者証）を通知します。

↓

サービス担当者会議の開催

ご本人・ご家族・関係機関の担当でサービスについて話し合い、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成します。

↓

サービスの利用開始

事業所と契約を交わし、サービス利用の開始となります。
利用する事業所ごとに個別支援計画等が作成され、具体的な支援内容が説明されます。

利用者負担の仕組みと軽減策

身 知 精 難

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得のかたに配慮した軽減策が講じられています。所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のあるかたとその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害者の利用者負担

身 知 精 難

月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯(※1)	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割16万円未満)(※2) ※入所施設(20歳以上)、グループホーム利用者を除く(※3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※1 3人世帯で障害者基礎年金1級受給者の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

※2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

※3 入所施設(20歳以上)、グループホーム利用者は、市民税課税世帯の「一般2」となります。

○療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

障害児の利用者負担(保護者の負担)

身 知 精 難

月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の5区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料(通園送迎費、食材料費、行事費などの経費を除く)は無償となります。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満) ※	通所施設、ホームヘルプ利用 の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※ 収入が概ね890万円以下の課税世帯が対象となります。

高額障害福祉サービス等給付費・

高額障害児通所給付費

身

知

精

難

【担当窓口 障害福祉課】

同一世帯に障害福祉サービス等を利用しているかたが複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、市役所に申請することで「高額障害福祉サービス等給付費」または「高額障害児通所給付費」として給付を受けることができます。

【対象となるサービス】

- (1) 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
- (2) 補装具費の利用者負担額
- (3) 児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額
- (4) 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額
(同一番号内のサービスのみを複数利用している場合は対象外)

【支給額】

各月の世帯のサービス利用料（利用者負担額）の合計と基準額との差額が支給されます。

【申請方法】

対象者には4月、8月、12月それぞれの月末頃に申請書を送付します。

必要事項を記入し、障害福祉課に申請してください。

新高額障害福祉サービス等給付費

身

知

精

難

【担当窓口 障害福祉課】

5年以上障害福祉サービスを利用してきたかたが、65歳に到達し1割負担の介護保険サービスを利用すると利用者負担額が増加してしまうケースが多くあります。その1割の自己負担額を償還し、負担を軽減する制度になります。

【対象となるかた】

自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において、65歳に達する前の5年間にわたって該当の障害福祉サービスの支給決定を受けており、介護保険に移行後も相当する介護保険サービスを利用するかたが対象となります。

【対象となるサービス】

障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）

介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）

※介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは含まれません。

【対象となる条件】

- ・利用者とその配偶者が**市町村民税非課税**、または**生活保護受給者**であったこと。
※当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度が対象となります。
- ・65歳に達する日の前日の障害支援区分が**区分2以上**であったこと。
- ・65歳に達するまで**介護保険法による保険給付を受けていない**こと。

【申請方法】

介護保険料の減免申請等が確定後、申請書に必要事項を記入し、障害福祉課に申請してください。

地域生活支援事業

身 知 精 難

【担当窓口 障害福祉課】

障害のあるかたが、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のあるかたのニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行います。

必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。
	自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障害のあるかた、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	成年後見制度利用支援事業	身よりのない知的障害者や精神障害者で十分に判断することができない人が、成年後見の開始の審判が必要な状況であるにもかかわらず、本人家族ともに申立てが難しい場合など特に必要があるときに、市長が代わって申立てします。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障があるかたとその他のかたの意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣や広報紙等の点字訳等で日常生活に必要な情報を提供し、コミュニケーションの円滑化による社会生活の促進と福祉の向上を図ります。
	日常生活用具給付等事業	重度障害のあるかたに対し、自立支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話のできる市民の養成を行います。
	移動支援事業	単独で外出が困難な障害者等に対して、ガイドヘルパーが付き添うことで、地域での自立生活と社会参加を促進します。
	地域活動支援センター	障害のあるかたが通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
任 意 事 業	専門性の高い意思疎通支援事業	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業を行い、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣ができるよう準備をすすめます。
	日常生活支援（日中一時支援）	障害のあるかたの家族の就労支援および介護者の一時的な休息を目的とし、日中の活動の場を提供します。
	日常生活支援（訪問入浴サービス）	地域における身体に障害のある方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行います。
	社会参加支援（広報紙点訳・録音、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成）	市の情報を伝えるため、視覚障害者に対し、市の広報紙の点字訳・録音版を配布します。 障害のあるかたの就労や社会活動への参加を促進するための、自動車運転免許取得費および自動車改造費を助成します。

難病の支援 難

【担当窓口 障害福祉課】

平成25年4月から「障害者総合支援法」の対象者に難病が加わりました。

対象となるかたは、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

【申請に必要なもの】

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（指定難病医療受給者証、指定難病登録者証、診断書など）

【対象疾患】

障害者総合支援法の対象疾病一覧参照（令和7年4月1日現在）

【注意事項】

対象疾患は見直しの可能性があります。

[令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧]

番号	疾患名	番号	疾患名
1	アイカルディ症候群	34	ATR-X症候群
2	アイザックス症候群	35	ADH分泌異常症
3	IgA腎症	36	エーラス・ダンロス症候群
4	IgG4関連疾患	37	エプスタイン症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	38	エプスタイン病
6	アジソン病	39	エマヌエル症候群
7	アッシャー症候群	40	MEC P2重複症候群
8	アトピー性脊髄炎	41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※
9	アペール症候群	42	遠位型ミオパチー
10	アミロイドーシス	43	円錐角膜 ○
11	アラジール症候群	44	黄色靭帯骨化症
12	アルポート症候群	45	黄斑ジストロフィー
13	アレキサンダー病	46	大田原症候群
14	アンジェルマン症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群	48	オスラー病
16	イソ吉草酸血症	49	カーニー複合
17	一次性ネフローゼ症候群	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	51	潰瘍性大腸炎
19	1p36欠失症候群	52	下垂体前葉機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	53	家族性地中海熱
21	遺伝性ジストニア	54	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)
22	遺伝性周期性四肢麻痺	55	家族性良性慢性天疱瘡
23	遺伝性膝炎	56	カナバン病
24	遺伝性鉄芽球性貧血	57	化膿性無菌性関節炎 ・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
25	ウィーバー症候群	58	歌舞伎症候群
26	ウィリアムズ症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジル トランスフェラーゼ欠損症
27	ウィルソン病	60	カルニチン回路異常症
28	ウエスト症候群	61	加齢黄斑変性 ○
29	ウェルナー症候群	62	肝型糖原病
30	ウォルフラム症候群	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
31	ウルリッヒ病		
32	HTRA1関連脳小血管病		
33	HTLV-1関連脊髄症		

番号	疾患名	番号	疾患名
64	環状20番染色体症候群	112	後縦靱帯骨化症
65	関節リウマチ	113	甲状腺ホルモン不応症
66	完全大血管転位症	114	拘束型心筋症
67	眼皮皮膚白皮症	115	高チロシン血症1型
68	偽性副甲状腺機能低下症	116	高チロシン血症2型
69	ギャロウェイ・モワト症候群	117	高チロシン血症3型
70	急性壊死性脳症	118	後天性赤芽球癆
71	急性網膜壊死	119	広範脊柱管狭窄症
72	球脊髄性筋萎縮症	120	膠性滴状角膜ジストロフィー
73	急速進行性糸球体腎炎	121	抗リン脂質抗体症候群
74	強直性脊椎炎	122	極長鎖アシル-CoA脱水素 酵素欠損症※
75	巨細胞性動脈炎	123	コケイン症候群
76	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	124	コストロ症候群
77	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	125	骨形成不全症
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	126	骨髄異形成症候群
79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	127	骨髄線維症
80	筋萎縮性側索硬化症	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
81	筋型糖原病	129	5p欠失症候群
82	筋ジストロフィー	130	コフィン・シリス症候群
83	クッシング病	131	コフィン・ローリー症候群
84	クリオピリン関連周期熱症候群	132	混合性結合組織病
85	クリッペル・トレノネー ・ウェーバー症候群	133	鰓耳腎症候群
86	クルーゾン症候群	134	再生不良性貧血
87	グルコーストランスポーター1 欠損症	135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎○
88	グルタル酸血症1型	136	再発性多発軟骨炎
89	グルタル酸血症2型	137	左心低形成症候群
90	クロウ・深瀬症候群	138	サルコイドーシス
91	クローン病	139	三尖弁閉鎖症
92	クロンカイト・カナダ症候群	140	三頭酵素欠損症
93	痙攣重積型(二相性)急性脳症	141	CFC症候群
94	結節性硬化症	142	シェーグレン症候群
95	結節性多発動脈炎	143	色素性乾皮症
96	血栓性血小板減少性紫斑病	144	自己貪食空胞性ミオパチー
97	限局性皮質異形成	145	自己免疫性肝炎
98	原発性肝外門脈閉塞症	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
99	原発性局所多汗症	147	自己免疫性溶血性貧血
100	原発性硬化性胆管炎	148	四肢形成不全
101	原発性高脂血症	149	シトステロール血症
102	原発性側索硬化症	150	シトリン欠損症
103	原発性胆汁性胆管炎	151	紫斑病性腎炎
104	原発性免疫不全症候群	152	脂肪萎縮症
105	顕微鏡の大腸炎	153	若年性特発性関節炎
106	顕微鏡的多発血管炎	154	若年性肺気腫
107	高IgD症候群	155	シャルコー・マリー・トゥース病
108	好酸球性消化管疾患	156	重症筋無力症
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	修正大血管転位症
110	好酸球性副鼻腔炎	158	出血性線溶異常症
111	抗糸球体基底膜腎炎	159	ジュベール症候群関連疾患
		160	シュワルツ・ヤンペル症候群
		161	神経細胞移動異常症

番号	疾患名	番号	疾患名
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う 遺伝性びまん性白質脳症	206	先天性ミオパチー
163	神経線維腫症	207	先天性無痛無汗症
164	神経有棘赤血球症	208	先天性葉酸吸収不全
165	進行性核上性麻痺	209	前頭側頭葉変性症
166	進行性家族性肝胆汁うっ滞症	210	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む)
167	進行性骨化性線維異形成症	211	早期ミオクロニー脳症
168	進行性多巣性白質脳症	212	総動脈幹遺残症
169	進行性白質脳症	213	総排泄腔遺残
170	進行性ミオクローヌステんかん	214	総排泄腔外反症
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	215	ソトス症候群
172	心室中隔欠損を伴わない 肺動脈閉鎖症	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △	217	第14番染色体父親性 ダイソミー症候群
174	スタージ・ウェーバー症候群	218	大脳皮質基底核変性症
175	スティーン・ジョンソン症候群	219	大理石骨病
176	スミス・マギニス症候群	220	ダウン症候群 ○
177	スモン ○	221	高安動脈炎
178	脆弱X症候群	222	多系統萎縮症
179	脆弱X症候群関連疾患	223	タナトフォリック骨異形成症
180	成人発症スチル病	224	多発血管炎性肉芽腫症
181	成長ホルモン分泌亢進症	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
182	脊髄空洞症	226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
183	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)	227	多発性嚢胞腎
184	脊髄髄膜瘤	228	多脾症候群
185	脊髄性筋萎縮症	229	タンジール病
186	セピアプテリン還元酵素(SR) 欠損症	230	単心室症
187	前眼部形成異常	231	弾性線維性仮性黄色腫
188	全身性エリテマトーデス	232	短腸症候群 ○
189	全身性強皮症	233	胆道閉鎖症
190	先天異常症候群	234	遅発性内リンパ水腫
191	先天性横隔膜ヘルニア	235	チャージ症候群
192	先天性核上性球麻痺	236	中隔視神経形成異常症 ／ドモルシア症候群
193	先天性気管狭窄症 ／先天性声門下狭窄症	237	中毒性表皮壊死症
194	先天性魚鱗癬	238	腸管神経節細胞僅少症
195	先天性筋無力症候群	239	TRPV4異常症
196	先天性グリコシルホスファチジルイ ノシトール(GPI)欠損症	240	TSH分泌亢進症
197	先天性三尖弁狭窄症	241	TNF受容体関連周期性症候群
198	先天性腎性尿崩症	242	低ホスファターゼ症
199	先天性赤血球形成異常性貧血	243	天疱瘡
200	先天性僧帽弁狭窄症	244	特発性拡張型心筋症
201	先天性大脳白質形成不全症	245	特発性間質性肺炎
202	先天性肺静脈狭窄症	246	特発性基底核石灰化症
203	先天性風疹症候群 ○	247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因 によるものに限る)
204	先天性副腎低形成症	248	特発性後天性全身性無汗症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	249	特発性大腿骨頭壊死症
		250	特発性多中心性キャッスルマン病
		251	特発性門脈圧亢進症
		252	特発性両側性感音難聴
		253	突発性難聴 ○

番号	疾患名	番号	疾患名
254	ドラベ症候群	301	ファイファー症候群
255	中條・西村症候群	302	ファロー四徴症
256	那須・ハコラ病	303	ファンコニ貧血
257	軟骨無形成症	304	封入体筋炎
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	305	フェニルケトン尿症
259	22q11.2欠失症候群	306	フォンタン術後症候群 ○
260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※	307	複合カルボキシラーゼ欠損症
261	乳幼児肝巨大血管腫	308	副甲状腺機能低下症
262	尿素サイクル異常症	309	副腎白質ジストロフィー
263	ヌーナン症候群	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨 症候群）/LMX1B関連腎症	311	ブラウ症候群
265	ネフロン癆	312	プラダー・ウィリ症候群
266	脳クレアチン欠乏症候群	313	プリオン病
267	脳腱黄色腫症	314	プロピオン酸血症
268	脳内鉄沈着神経変性症	315	PRL分泌亢進症 （高プロラクチン血症）
269	脳表ヘモジデリン沈着症	316	閉塞性細気管支炎
270	膿疱性乾癬	317	β-ケトチオラーゼ欠損症
271	嚢胞性線維症	318	ベーチェット病
272	パーキンソン病	319	ベスレムミオパチー
273	バージャー病	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	321	ヘモクロマトーシス ○
275	肺動脈性肺高血圧症	322	ペリー病
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
277	肺胞低換気症候群	324	ペルオキシソーム病 （副腎白質ジストロフィーを除く）
278	ハッチンソン・ギルフォード 症候群	325	片側巨脳症
279	バッド・キアリ症候群	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
280	ハンチントン病	327	芳香族L-アミノ酸 脱炭酸酵素欠損症
281	汎発性特発性骨増殖症 ○	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
282	PCDH19関連症候群	329	ホモシスチン尿症
283	PURA関連神経発達異常症 ※	330	ポルフィリン症
284	非ケトーシス型高グリシン血症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
285	肥厚性皮膚骨膜炎	332	マルファン症候群 ／ロイス・ディーツ症候群
286	非ジストロフィー性 ミオトニー症候群	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症	334	慢性血栓栓性肺高血圧症
288	肥大型心筋症	335	慢性再発性多発性骨髄炎
289	左肺動脈右肺動脈起始症	336	慢性膵炎 ○
290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	338	ミオクロニー欠神てんかん
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	339	ミオクロニー脱力発作を伴う てんかん
293	非典型溶血性尿毒症症候群	340	ミトコンドリア病
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	341	無虹彩症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	342	無脾症候群
296	びまん性汎細気管支炎 ○	343	無βリポタンパク血症
297	肥満低換気症候群 ○	344	メープルシロップ尿症
298	表皮水疱症	345	メチルグルタコン酸尿症
299	ヒルシュスプルング病 （全結腸型又は小腸型）	346	メチルマロン酸血症
300	VATER症候群		

番号	疾患名	番号	疾患名
347	メビウス症候群	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
348	免疫性血小板減少症 △	364	両大血管右室起始症
349	メンケス病	365	リンパ管腫症／ゴーハム病
350	網膜色素変性症	366	リンパ脈管筋腫症
351	もやもや病	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
352	モワット・ウイルソン症候群	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
353	薬剤性過敏症症候群 ○	369	レーベル遺伝性視神経症
354	ヤング・シンプソン症候群	370	レシチンコレステロールアシル トランスフェラーゼ欠損症
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	372	レット症候群
357	4p欠失症候群	373	レノックス・ガストー症候群
358	ライソゾーム病	374	ロウ症候群 ※
359	ラスムッセン脳炎	375	ロスムンド・トムソン症候群
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
361	ランドウ・クレフナー症候群		
362	リジン尿性蛋白不耐症		

○… 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾患）

*… 新たに対象となった疾患（7疾病）

△… 表記が変更された疾患（2疾患）

第6章 日常生活の支援

補装具の交付・修理・借受け

身 難

【担当窓口 障害福祉課】

身体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、補装具の購入・修理・借受けのための費用を支給します（難病も含む）。購入する前に、あらかじめご相談ください。また、入院中は交付の対象にならない場合があります。

障害区分	補装具の種類
視覚障害	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ（白杖）
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状つえを除く）、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置 【18歳未満のみ】座位保持いす、排便補助具、起立保持具、頭部保持具など

※支給にあたっては、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定（18歳未満の場合は、指定医師、指定自立支援医療機関または埼玉県総合リハビリテーションセンター等の意見書）が必要となる場合があります。

【申請に必要なもの】

- (1) 障害者手帳 (2) 申請書 (3) 医師の意見書等（所定のもの） (4) 見積書（業者から取り寄せたもの）

※医師の意見書等については、支給種目や見積内容により必要ない場合がありますので、あらかじめご相談ください。

【費用負担】

1割負担。ただし、障害者および配偶者（18歳未満の場合は「世帯」）の市民税額などに応じて、自己負担上限額までの支払いとなります。（市民税が非課税の世帯は費用負担がありません。）

なお、18歳以上の場合は、市民税（所得割）の課税額が46万円以上の場合は支給の対象となりません。

【注意事項】

介護保険や労災保険においても、補装具の交付が受けられる場合がありますので、適用されるかたについては、そちらを優先して利用していただきます。また、治療用装具として医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。

詳しくは、介護保険課や労働基準監督署または加入されている健康保険組合へお問い合わせください。なお、支給種目などについては、障害者総合支援法と異なりますので、補装具支給比較表（111ページ）をご覧ください。

日常生活用具の給付(地域生活支援事業)



【担当窓口 障害福祉課】

障害者(児)・難病のかたの日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付を行っています。
購入する前に、あらかじめご相談ください。

日常生活用具の「給付」の種目は、日常生活用具種目表(112ページ)をご覧ください。

【申請に必要なもの】

(1) 障害者手帳 (2) 申請書 (3) 見積書(業者から取り寄せたもの)

【費用負担】

1割負担。ただし、障害者および配偶者(18歳未満の場合は「世帯」)の市民税額などに応じて、自己負担上限額までの支払いとなります。(市民税が非課税の世帯は費用負担がありません。)なお、18歳以上の場合は市民税(所得割)の課税額が46万円以上の場合は給付の対象となりません。

川口市難聴児補聴器購入費助成



【担当窓口 障害福祉課】

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費・修理費用の一部を助成します(予算に限りがあるため、お受けできない場合があります)

購入する前に、あらかじめご相談ください。

【対象】 次の要件を全て満たす18歳未満の児童

- (1) 川口市内に住所を有する児童
- (2) 身体障害者手帳の交付対象とならず、いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが25デシベル以上に達しない児童
- (3) 補聴器の装着により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

【申請に必要なもの】

○購入前

(1) 申請書 (2) 医師の意見書(所定のもの) (3) 見積書(業者から取り寄せたもの)

※過去に交付を受けた補聴器の修理に係る申請等にあつては、意見書を省略可

○購入後

(1) 助成金請求書(口座を指定するための書類) (2) 領収書(業者から取り寄せたもの)

【助成金の額】

下表に定める基準額を上限として3分の2(100円未満切捨て)を助成。(補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)5の十に定めるものにあつては、下表に定める基準価格の100分の110に相当する額とを比較して、少ない方の額とする。)

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500 円	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーマールド （注）イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,500円を除く。	原則 5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900 円		
高度難聴用ポケット型	53,500 円		
高度難聴用耳かけ型	55,900 円		
重度難聴用ポケット型	68,500 円		
重度難聴用耳かけ型	80,700 円		
耳あな型（レディメイド）	101,500 円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900 円		
骨導式ポケット型	74,100 円	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500 円	① 補聴器本体（電池を含む。） ② 平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,800円を除く。 （注）気導式補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型）、骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導式補聴器において補聴効果が認められる場合には、軟骨伝導式補聴器を骨導式眼鏡型とみなして選定することができる。	
FM型補聴器（デジタル無線方式のものを含む。）を必要とする場合は、基準価格の範囲内で必要な額を加算することができる。	① 受信機 97,300 円 ② ワイヤレスマイク（充電電池を含む。） 135,400 円 ③ オーディオシュー5,250 円 （注）ワイヤレスマイクは1台のみ。		
補聴器の修理	補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める補聴器の修理部位に係る価格		

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

難

【担当窓口 障害福祉課】

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童等のうち、日常生活に著しく支障のある児童等に対し、日常生活用具を給付しています。購入費に対する支給ですので、修理費は対象となりません。購入する前に、あらかじめご相談ください。

【対象】 次の要件を全て満たす児童等

- (1) 川口市に住民登録されている児童等
- (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの児童等
- (3) 児童福祉法、障害者総合支援法の施策の対象とならない児童等
- (4) 在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具給付を必要とする児童等

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証
- (3) 見積書（業者から取り寄せたもの）

【費用負担】

扶養義務者の市民税額に応じて、一部自己負担があります。なお、市民税（所得割）の課税額が一定以上の場合は支給の対象となりません。

【日常生活用具の種目】

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	4,900円	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円	5
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円	8

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円	5
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	電動以外 77,440円	5
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円	3
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円	5
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000円	1
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	年額 41,580円	1
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円	5
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250円	5
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 113,520円	1
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 149,160円	1
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 128,700円	1
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	年額 170,500円	1

介護保険制度

身 知 精 難

【担当窓口 介護保険課】

介護保険制度は、寝たきりや認知症などにより、常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常時の介護までは必要としないが、家事や入浴、着替えなどの日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった時に、保険給付として介護サービスが利用できる制度です。

サービスを利用する時は、要介護・要支援認定が必要となり、「認定」を受けてから利用することになります。

【対象者】

- ・ 65歳以上のかたのうち、日常生活において、介護や支援が必要と認められたかた
- ・ 40歳～64歳で医療保険に加入しているかたで、加齢が原因とされる次の16種類の「特定疾病」により、介護や支援が必要と認められたかた

【特定疾病】

1	がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
2	関節リウマチ
3	筋萎縮性側索硬化症（ALS）
4	後縦靭帯骨化症
5	骨折を伴う骨粗鬆症
6	初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症など）
7	進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8	脊髄小脳変性症
9	脊柱管狭窄症
10	早老症（ウェルナー症候群など）
11	多系統萎縮症（シャイ・ドレーガー症候群など）
12	糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13	脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）
14	閉塞性動脈硬化症
15	慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【介護サービス】

介護サービスには、在宅サービスと施設サービスがあります。詳しくは、地区担当の地域包括支援センター（53・54ページ参照）へお問い合わせください。



川口市



地域包括支援センター



① 中央地域包括支援センター

幸町1-5-17
川口みちのくビル2階
☎048-258-1750

② 横曽根地域包括支援センター

西川口6-7-4
☎048-250-4311

③ 西地域包括支援センター

川口市飯塚1-9-22
☎048-240-6677

④ 青木地域包括支援センター

青木3-3-1
青木会館2階
☎048-252-1314

⑤ 上青木地域包括支援センター

上青木1-10-21
☎048-240-1557

⑥ 前川地域包括支援センター

前川3-4-5
☎048-485-8118

⑦ 南平地域包括支援センター

末広2-15-19
☎048-225-5888

⑧ 南平みなみ地域包括支援センター

領家1-24-17
☎048-226-6615

⑨ 新郷地域包括支援センター

大字赤井1055
サンテピア1階
☎048-286-7631

⑩ 新郷東地域包括支援センター

大字峯901
☎048-229-2515

⑪ 神根地域包括支援センター

大字道合1421
神根福祉センター1階
☎048-297-2777

⑫ 神根東地域包括支援センター

大字石神1560-1
紫水苑1階
☎048-298-3822

⑬ 芝地域包括支援センター

芝中田2-31-8
☎048-267-2340

⑭ 芝伊刈地域包括支援センター

大字伊刈20
芝福祉センター1階
☎048-264-7040

⑮ 芝西地域包括支援センター

芝富士1-9-25
エンゼルヘルプ川口1階
☎048-263-0120

⑯ 安行地域包括支援センター

大字安行藤八501
☎048-290-2300

⑰ 戸塚地域包括支援センター

東川口4-2-6
☎048-291-0037

⑱ 戸塚西地域包括支援センター

戸塚2-27-18
☎048-498-2580


⑲ 鳩ヶ谷東部地域包括支援センター

桜町6-4-5
鳩ヶ谷福祉センター1階
☎048-284-1250

⑳ 鳩ヶ谷西部地域包括支援センター

大字辻958
ベルホーム1階
☎048-280-5222

住所別担当地域包括支援センター一覧

	住 所	担当包括		住 所	担当包括		住 所	担当包括		
ア	青木1～5丁目	青木	サ	在家町	神根	ハ	榛松1～3丁目	新郷東		
	赤井1～4丁目	新郷		幸町1～3丁目	中央		大字榛松	新郷東		
	大字赤井	新郷		栄町1～3丁目	中央		大字蓮沼	新郷		
	大字赤芝新田	神根東		坂下町1～4丁目	鳩ヶ谷東部		八幡木1～3丁目	鳩ヶ谷東部		
	大字赤山	神根東		桜町1～6丁目	鳩ヶ谷東部		鳩ヶ谷本町1～4丁目	鳩ヶ谷東部		
	朝日1～6丁目	南平		差間1～3丁目	戸塚西		鳩ヶ谷緑町1～2丁目	鳩ヶ谷西部		
	大字新井宿	神根東		大字差間	戸塚西		原町	西		
	新井町	南平		大字里	鳩ヶ谷西部		ヒ	大字東内野	神根	
	荒川町	西		シ	芝1～5丁目			芝	大字東貝塚	新郷東
	大字安行	安行			大字芝			芝西	東川口1～6丁目	戸塚
	大字安行北谷	安行	芝下1～3丁目		芝	東本郷1～2丁目		新郷		
	大字安行吉蔵	安行	芝新町		芝	大字東本郷		新郷		
	大字安行小山	安行	芝園町		芝西	東領家1～5丁目		南平みなみ		
	大字安行慈林	安行	芝高木1～2丁目		芝伊刈	フ	舟戸町	中央		
	大字安行藤八	安行	芝塚原1～2丁目		芝西		ホ	本町1～4丁目	中央	
	安行出羽1～5丁目	安行	芝中田1～2丁目		芝			本蓮1～4丁目	新郷	
	大字安行西立野	安行	芝西1～2丁目		芝西	本前川1～3丁目		前川		
	大字安行原	安行	芝東町		芝伊刈	マ	前上町	前川		
	大字安行吉岡	安行	芝樋ノ爪1～2丁目	芝	前川1～4丁目		前川			
	大字安行領家	安行	芝富士1～2丁目	芝西	前川町4丁目		前川			
大字安行領在家	神根	芝宮根町	芝伊刈	大字前田	鳩ヶ谷西部					
大字安行領根岸	神根	ス	末広1～3丁目	南平	大字前野宿		新郷東			
イ	飯塚1～4丁目		西	チ	長蔵1～3丁目	戸塚	ミ	大字道合	神根	
	飯原町	西	大字長蔵新田		戸塚	三ツ和1～3丁目		鳩ヶ谷東部		
	大字伊刈	芝伊刈	ツ	大字辻	鳩ヶ谷西部	緑町		横曽根		
	大字石神	神根東		ト	大字藤兵衛新田	戸塚		南町1～2丁目	横曽根	
エ	江戸1～3丁目	新郷	戸塚1～6丁目		戸塚西	南鳩ヶ谷1～8丁目		鳩ヶ谷西部		
	江戸袋1～2丁目	新郷	戸塚境町		戸塚	南前川1～2丁目		前川		
オ	大字大竹	新郷東	戸塚鉄町		戸塚	大字峯		新郷東		
	カ	金山町	中央		戸塚東1～4丁目	戸塚		宮町	横曽根	
		上青木1～6丁目	上青木		戸塚南1～5丁目	戸塚西		モ	元郷1～6丁目	南平みなみ
		上青木西1～5丁目	上青木	ナ	中青木1～5丁目	青木			ヤ	柳崎1～5丁目
		川口1丁目	中央		仲町	横曽根	柳根町	芝伊刈		
川口2～6丁目	西	並木1～4丁目	横曽根		弥平1～4丁目	南平				
キ	大字木曾呂	神根	並木元町		横曽根	リ	領家1～5丁目	南平みなみ		
	北園町	芝伊刈	ニ	大字新堀	新郷東					
	北原台1～3丁目	戸塚西		新堀町	新郷東					
	大字久左衛門新田	戸塚		西青木1～5丁目	青木					
大字行衛	戸塚西	大字西新井宿		神根東						
ケ	大字源左衛門新田	神根東		西川口1～6丁目	横曽根					
ク	大字神戸	神根東	大字西立野	戸塚西						
	大字小谷場	芝西								

【令和8年4月1日現在】

訪問入浴サービス事業

身

【担当窓口 障害福祉課】

家庭において入浴が困難な重度の障害者に対して、家庭に巡回入浴車で訪問し、入浴のサービスを行います。 ※ 介護保険該当者は利用できません。

【対象者】

肢体不自由に関わる1級または2級の身体障害者手帳をお持ちのかたのうち、次の要件を満たすかた。

- (1) 寝たきりの状態にあること
- (2) 医師の診断に基づき入浴が可能なこと
- (3) 入浴時に、家族の付き添いが受けられること

【入浴の回数】原則として一人月5回（6～9月は8回）

【費用負担】無料

緊急通報システム事業

身

【担当窓口 障害福祉課】

急病や災害時に迅速かつ適切な対応をするために、緊急通報装置の貸与を行います。

【対象者】

65歳未満の緊急通報が困難な身体状況にある重度身体障害者（身体障害者手帳の等級が1級または2級）であり、以下のいずれかの要件を満たすかた。

- (1) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (2) 同居者が就労や身体状況により日中援助できない世帯に属するかた

紙おむつ支給事業

身

知

【担当窓口 障害福祉課】

在宅の障害者で、常時紙おむつを使用しているかたに月1回支給します。

【対象者】

市内に住所があり、18歳以上概ね65歳未満で、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けており、寝たきりの状態にあるかた。（ただし特別養護老人ホーム、障害者施設、介護老人福祉施設等に入所されているかたは対象外となります。）

【支給品目】

- (1) パンツタイプ
- (2) テープタイプ
- (3) 尿取りパッド
- (4) 平おむつ
- (5) パンツタイプと尿取りパッドセット
- (6) テープタイプと尿取りパッドセット

※紙おむつのサイズおよび特徴、配送枚数は各メーカーによって異なります。

【費用負担】1か月 1,300円

ふれあい収集

身 知 精 難

【担当窓口 収集業務課】

川口市では、高齢者および障害のあるかたの生活支援を目的として、家庭ごみを最寄りの集積所に運び出すことが困難な世帯を対象に、戸別収集を週1回実施するとともに、対象者の安否確認を行う「ふれあい収集」を行っております。

【概要】

ごみを収集日の午前8時30分までに、自宅の玄関前に出していただき、玄関前まで収集に伺います。また、ご希望のかたには、収集時に玄関先にて安否確認などを行います。

※ 家の中まで入って収集することはできません。

※ 対象となるごみは、一般ごみ・有害ごみ・乾電池・資源物です。（粗大ごみは対象となりません。）

【対象者】

本人、親族、近隣者により最寄りの集積所まで家庭ごみを排出することが困難で、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 65歳以上で、介護保険制度の認定が要介護度1以上の単身者
- (2) 障害者手帳を所持している単身者（但し、聴覚障害のみである者を除く。）
- (3) その他、市長が認める者

※事前に申請が必要となりますので、詳しくは収集業務課へお問い合わせください。

川口市障害者就労支援センター

身 知 精 難

ハローワークをはじめ関係機関と連携し、障害者の受け入れ事業所を広げるための活動をしています。また、市内の障害者施設と協力し、就労へ向けてさまざまな取り組みを行っています。

【相談内容】

例えば、「仕事をさがしているけどうまくいかない」

「職場のことで悩んでいる」

「障害者の雇用をしたいけれど・・・」

というかた、お手伝いします。

【相談時間】

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

【窓口】

NPO法人かわぐち健康福祉サービス振興会…

〒332-0035 川口市西青木5-2-43 クサカビル1階

（電話）048-259-3976 （FAX）048-240-1788

障害者相談支援事業

身 知 精 難

地域で生活する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病のあるかた、そのご家族や関係機関のみなさんからの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援する事業です。

※ 詳しくは下記にお問い合わせください。

事業所名・所在地	連絡先
川口市障害者相談支援センター「わかゆり」 川口市赤井1227	(電話) 048-284-7122 (FAX) 048-287-3744
川口市障害者相談支援センター「きらり」 川口市八幡木1-19-5 2階	(電話) 048-287-1210 (FAX) 048-287-5020
川口市障害者相談支援センター「グリーンハウス」 川口市安行慈林995-10 メゾンツチャ1階	(電話) 048-286-4112 (FAX) 048-287-3316
川口市障害者相談支援センター「みぬま」 川口市木曾呂1374	(電話) 048-290-7371 (FAX) 048-294-4458
川口市障害者相談支援センター「社協」 川口市青木3-3-1 青木会館内	(電話) 048-259-0230 (FAX) 048-259-0323
川口市障害者相談支援センター「いまむら」 川口市幸町1-5-17 川口みちのくビル2階	(電話) 048-299-5063 (FAX) 048-258-1752
川口市障害者相談支援センター「めだか」 川口市戸塚3-37-11 2階	(電話) 048-229-7835 (FAX) 048-229-7837
川口市障害者相談支援センター「ひふみ」 川口市元郷1-3-19	(電話) 048-227-1236 (FAX) 048-227-1237
川口市障害者相談支援センター「ひなぎく」 川口市芝西2-31-15 ウエストサイド1階	(電話) 048-485-1540 (FAX) 048-485-1680
川口市障害者相談支援センター「ほっと」 川口市西川口3-30-15 グレースハイツ1階	(電話) 048-290-8773 (FAX) 048-290-8774

みまもりキット

身 知 精

緊急時における障害者や高齢者などの安全・安心を確保することを目的に、連絡先や医療の情報などを専用のビニール袋に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておき、万一のときに備えるものです。

【対象者】 市内にお住まいの以下にあてはまるかたで配布を希望されるかた。

- (1) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- (2) 生活上または健康上不安を抱えるかたなど
- (3) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、高齢者のみの世帯

【申請方法】 下記配布窓口で申請書の提出をしてください。

【配布窓口】対象者(1)・(2)障害福祉課・各障害者相談支援センター
対象者(3)各地域包括支援センター・長寿支援課

川口市障害者虐待防止センター

身 知 精 難

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。川口市では、障害福祉課内に川口市障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する相談や通報の受理、助言や指導、障害者虐待防止に関わる広報、普及啓発を行ってまいります。

【法律の目的】

障害者虐待防止法は、障害のある方々の権利を擁護するとともに、保護及び自立への支援、養護者の負担軽減や支援を目的としています。また、障害者虐待の予防や早期発見に努め、虐待を発見した場合には相談や通報する責務があることを定めています。

【障害者虐待の種類】

障害者虐待の種類	具体的な内容
身体的虐待	身体に外傷が生じ、暴行を加え、身体を拘束すること。
性的虐待	わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。
心理的虐待	著しい暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動を与えること。
放棄・放任(ネグレクト)	衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護を怠ること。
経済的虐待	財産を不当に処分すること、財産上の利益を得ること。

【相談・通報窓口】

川口市障害者虐待防止センター(障害福祉課内)

相談専用電話：048-259-7926(直通) (FAX) 048-259-7943

埼玉県虐待通報ダイヤル：#7171 ※つながらない場合は 048-762-7533

【夜間及び休日の相談・通報】

埼玉県虐待通報ダイヤル：#7171 ※つながらない場合は 048-762-7533

川口市役所：048-258-1110(代表)

避難行動要支援者登録制度

身 知 精 難

災害時、特に支援が必要な高齢者や障害者、要介護認定者などの情報(身体状況や緊急連絡先など)を登録し地域の関係機関へ提供することに同意したかたを、実際に災害が起きたときに避難誘導や安否確認が速やかにできるよう、行政と地域の関係機関が日頃から登録情報を共有する制度です。

【対象者】

災害時に自力で避難することが困難な市内の在宅者で、下記の区分に当てはまるかただけで生活しているかた（※対象世帯には市から新規（更新）登録の案内を送付します。）

区 分	対 象 者	窓 口
1	下記を除く65歳以上の高齢者	長寿支援課
2	次の障害者手帳をお持ちのかた ア 身体障害者手帳 1～3級 イ 療育手帳 ㊦、A、B ウ 精神障害者保健福祉手帳 1～2級	障害福祉課
3	要介護3～5の認定を受けているかた	介護保険課
4	指定難病医療受給者証を所持し、 日常生活において補助が必要なかた	疾病対策課
5	小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療 継続者を除く重症患者認定を受けているかた	健康増進課

避難行動要支援者個別避難計画



【担当窓口 危機管理課】

災害時に自力で避難することが困難なかたに向けて一人ひとり個別に作成する避難計画です。避難行動要支援者登録制度に登録された情報のほか、避難時に必要な支援の内容、実際の避難支援等を担うかた、避難所、避難経路などを決め、実効性のある避難計画作成を目指します。

【対象者】 避難行動要支援者登録制度にて名簿に登録されたかた

【窓 口】 危機管理課防災係 （電話）048-242-6357

電話・FAXでの避難情報等配信システム



【担当窓口 危機管理課】

視覚や聴覚に障害のあるかた等を対象として、川口市が発令する避難情報を電話やFAXで伝達する「川口市災害緊急情報配信システム」を導入しています。

【利用対象者】 次の1、2いずれかに該当するかたがシステムの利用対象者となります。

- 次の(1)～(3)の条件すべてに該当するかた
 - 川口市内に居住している
 - 視覚または聴覚にかかる障害による身体障害者手帳を所持している
 - 携帯電話やスマートフォン等を保有していないまたは利用できない
- 1の条件には該当しないが、その他特別な事情により本サービスの提供が必要であると市が認めたかた

※2の条件で申し込みをする場合は、ご事情をお伺いしますので事前に危機管理課にご相談をお願いします。

【利用申込方法】

以下の書類を郵送、FAX、メールまたは危機管理課窓口への持参により提出してください。

- 1 川口市災害緊急情報配信システム登録申込書
- 2 身体障害者手帳の障害内容がわかるページの写し（【利用対象者】2の特別な事情により申込むかたは不要です）



(HP) <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01040/010/7/7/43623.html>

なお、申込書は市ホームページに掲載しているほか、危機管理課窓口にてお渡しします。ホームページからのダウンロードや窓口に来ることが難しい場合は危機管理課にご相談ください。

【利用申込先】

郵 送：〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所 危機管理課管理係あて

F A X：048-257-3535

メー ル：050.05000@city.kawaguchi.saitama.jp

窓口持参：第一本庁舎5階 危機管理課の窓口

【注意事項】

- 1 本システムで配信する情報は川口市が発令する避難情報のみです。緊急地震速報や気象情報などは配信されないのご承知おきください。
- 2 夜間、早朝の時間帯においても配信します。
- 3 回線の混雑状況等によっては、配信に時間を要することがあります。
- 4 本システムは無料でご利用いただけますが、受信に必要な機器、維持費用等については、ご利用者様の負担となります。

【窓口】危機管理課管理係 （電話）048-242-6358

生活サポート事業



【担当窓口 障害福祉課】

市に登録した民間福祉団体が、障害児（者）の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添いなど、本人や家族の必要としているサービスを時間単位で提供する事業です。

【利用対象者】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者で、市長の登録を受けたかた

- 1 身体障害者手帳の交付を受けているかた
- 2 療育手帳の交付を受けているかた
- 3 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者と判定されたかた
- 4 医師により発達に障害があると診断されたかた
- 5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- 6 障害者総合支援法第4条に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるかた（児童福祉法第4条第2項に定める児童を含む）

※利用には、会員登録が必要になります。

【サービス内容】

1 一時預かり

障害児(者)のかたをサービス提供団体の活動場所で一定時間預かる。

2 派遣による介護サービス

障害児(者)のかたの自宅等で一定時間介護にあたる。

3 送迎サービス

特別支援学校、作業所の一時的な送り迎えなど。

4 外出援助サービス

障害児(者)のかたと外出し援助する。

※上記4つのサービス内容は、障害者総合支援法における法定サービス事業（居宅介護サービス・行動援護サービス等）や地域生活支援事業の対象となる利用については、これらのサービスが優先します。

【川口市障害児(者)生活サポート事業団体登録一覧】

(令和8年4月現在)

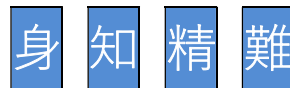
登録番号	事業者内容			
1	所在地	334-0059 川口市安行 1132		048-291-5047
	団体名	(福) めだかすとりにむ チャレンジサポートめだか		
	サービス		派遣介護	外出援助
	利用料	900円/1時間		
2	所在地	334-0061 川口市新堀 50-2		048-282-8691
	団体名	(NPO) ケアたつ		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円/1時間		
3	所在地	349-0217 白岡市小久喜 450		0480-93-1101
	団体名	生活サポートセンターたいよう		
	サービス		移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円/1時間		
4	所在地	336-0015 さいたま市南区太田窪 3501-2		048-813-7426
	団体名	(福) さくら草 アシストさくら草		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	940円/1時間		
5	所在地	334-0056 川口市峯 1298-15		048-291-5312
	団体名	(NPO) 地域福祉研究会 障害児・者生活サポート事業「さくら」		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円/1時間		
6	所在地	336-0031 さいたま市南区鹿手袋 5-5-18		048-824-8141
	団体名	(NPO) ビーポップ		
	サービス	一時預かり	移送サービス	外出援助
	利用料	950円/1時間		
7	所在地	333-0801 川口市東川口 4-8-14		048-295-2839
	団体名	東川口福祉ステーション		
	サービス	一時預かり	移送サービス	外出援助
	利用料	950円/1時間		

登録番号	事業者内容			
8	所在地	336-0024 さいたま市南区根岸 3-8-14		048-837-4546
	団体名	(NPO) ともに生きる会		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円 / 1時間		
9	所在地	344-0051 春日部市中央 1-19-6		048-763-4099
	団体名	サポートハウスともに		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円 / 1時間		
10	所在地	340-0048 草加市原町 1-14-15		048-950-8229
	団体名	こども支援ポム草加まつなみき園		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円 / 1時間		

【利用料金等】

- 利用時間 年間150時間まで（4月1日～翌年3月31日まで12ヶ月間利用する場合）
※年度途中から利用する場合は、月数に12.5時間をかけた時間数となります。
[例] 7月1日から利用する場合：9ヶ月(7/1～3/31) × 12.5 = 112.5 ≒ 113時間
- 基本料金 1時間950円
※各事業所によって金額が異なりますので事業所にご確認ください。

川口市障害者短期入所施設しらゆりの家



在宅の障害者の日常生活支援として、緊急等の短期入所（ショートステイ）を行います。

【対象者】 障害福祉サービス受給者証の交付を受けており、短期入所の支給決定を受けているかた

【日数】 障害福祉サービス受給者証に記載の日数

【費用負担】 原則一割負担、食事代あり

1 朝日しらゆりの家

【定員】 10名

【窓口】 朝日しらゆりの家…〒332-0001 川口市朝日 3-16-14

(電話) 048-299-4741 (FAX) 048-299-4742

2 柳崎しらゆりの家

看護師が常駐し、喀痰吸引・経管栄養・吸入・創傷処置など医療的ケアを必要とするかたも利用できます。

【定員】 19名

【窓口】 柳崎しらゆりの家…〒333-0861 川口市柳崎 1-13-29

(電話) 048-423-2831 (FAX) 048-423-2841

障害者差別解消法

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることにより、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府ホームページ】<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



	ふとう さべつてきとりあつかい 不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ 障害者への合理的配慮
くに ぎょうせいきかん ちほうこうきょうだんたい 国の行政機関・地方公共団体など (やくしょ) (役所)	きんし 禁止 (してはいけない)	ほうてきぎむ 法的義務 (しなげなければならない)
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者 (かいしゃ・みせ) (会社・お店など)	きんし 禁止 (してはいけない)	ほうてきぎむ 法的義務 (しなげなければならない)

※民間事業者には個人事業者、NPOなどの非営利事業者も含まれます。

※令和6年4月1日から、事業所による障害がある人への合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと改正されました。

【「不当な差別的取扱いの禁止」とは?】

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社・お店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

【「合理的配慮の提供」とは?】

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社・お店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

あいサポート運動

誰もが、様々な障害の特性、障害のあるかたが困っていること、障害のあるかたへの必要な配慮などを理解して、障害のあるかたに対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障害のあるかたが暮らしやすい地域社会(共生社会)を実現することを目的とした運動です。



あいサポート運動シンボルマーク

あいサポートキッズ

障害がある人もない人も、みんなで共に生きようとする「あいサポートマインド」を持って行動する子どもたちを育てるため、あいサポートキッズ研修を実施しています。

川口市成年後見センター **知 精**

知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が十分ではないかたの財産や権利を守るため、「成年後見制度」が円滑に利用できるよう支援します。

【事業内容】

成年後見制度に関する相談と申立の支援
成年後見制度の普及・啓発
市民後見人の養成に関すること

【費用】 無料

【窓口】

川口市成年後見センター…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
(電話) 048-240-0410 (FAX) 048-240-0411

川口市社会福祉協議会（川口市社協） 会員制度

川口市社協では、子育て中のかた、ご高齢のかた、障害のあるかたなどへの福祉サービスや相談支援、ボランティアや小地域福祉活動の推進など、様々な福祉事業を展開しています。

川口市社協の会員制度は、社協の活動をご理解いただいたうえで、会費というかたちで、福祉活動に参加・協力していただく助け合いの制度です。川口市社協では、地域の皆さまの支え合いや助け合いによる、「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を目指していますので、ご協力をお願いします。

【会員の種類・会費】 ※年度制

個人会員…1口1,000円 施設・団体会員…1口2,000円
賛助会員…1口5,000円

【窓口】

川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
(電話) 048-252-1294 (FAX) 048-240-0174

※その他、ボランティアセンター、やすらぎ会館、支所、市役所福祉部各課等でご加入いただけます。

住民参加型福祉サービス（おたすけサポート）

身 知 精 難

川口市社協では、少子高齢社会の中で「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を目指す住民の参加と協力による助け合いの制度として、住民参加型福祉サービスを実施しています。

1 家事援助サービス

家事を行うことが困難になり、介護保険などの公的サービスや家族などからの支援も受けられないかた。また、18歳未満の就学中の子どもが日常的に家事を行っている世帯を対象に、地域の協力員がご自宅に訪問し、家事などを有料で行います。

※このサービスは、地域の住民同士による助け合い活動です。

【サービス内容】

- ①家事（掃除、洗濯、買い物、調理）
- ②通院・外出の付き添い（安定した自立歩行が可能なかた）
- ③話し相手

【対象者】

高齢者（原則65歳以上）、障害者、傷病者、妊娠中、原則3歳までのお子さんがあるかた

【利用料金】

活動30分ごとに350円、事務手数料月額200円
※料金は利用翌月に利用者指定口座から引き落とし

【利用日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時

【申請方法】

電話連絡のうえ、担当職員がご自宅を訪問し、活動内容の確認および申請手続きを行います。
※原則、利用者と同一地域に住んでいる協力員の派遣となりますので、協力員が不足している地域では、派遣できない場合があります。

2 ちょこっと困りごとサポート

高齢者や障害者の日常生活のちょっとした困りごとを、地域の協力員がご自宅に訪問し、有料でサービスを行います。

※このサービスは、地域の住民同士による助け合い活動です。

【サービス内容】

30分以内でできる簡単な作業（例）電球交換、荷物の上げ下ろしなど
※専門性や継続性がある作業は行いません。

【対象者】

- ①原則65歳以上の単身または高齢者のみ世帯のかた
- ②障害者手帳を取得している単身または障害者のみ世帯のかた

【利用料金】

1回350円（サービス実施中に生じた経費は利用者の自己負担）

【利用日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時

【申請方法】

電話連絡のうえ、担当職員がご自宅を訪問し、活動内容の確認および申請手続きを行います。
※原則、利用者と同一地域に住んでいる協力員の派遣となりますので、協力員が不足している地域では、派遣できない場合があります。

3 粗大ごみお手伝いサービス

高齢者や障害者で粗大ごみを家の前まで運ぶことが困難なかたを対象に、地域の協力員が代行して搬出作業を行います。※このサービスは、地域の住民同士による助けあい活動です。

【サービス内容】

回収日の予約代行及び1時間以内の搬出作業
(専門性や継続性、危険性がない作業に限る)

【対象者】

- ①原則65歳以上の単身または高齢者のみの世帯のかた
- ②障害者手帳を取得している単身または障害者のみの世帯のかた

【利用料金】

協力員1名に対して活動費1,000円 事務手数料200円
※協力員が1人で作業することが困難な場合は、複数の協力員が対応します。
※料金は活動後、現金で直接協力員に支払いとなります。

【申請方法】

電話連絡のうえ、担当職員がご自宅を訪問し、活動内容の確認および申請手続きを行います。
※原則、利用者と同一地域に住んでいる協力員の派遣となりますので、協力員が不足している地域では、派遣できない場合があります。

住民参加型福祉サービス 1～3

【窓口】

川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
(電話) 048-252-1294 (FAX) 048-256-4344

車いす・福祉車両貸出事業



1 車いす貸出サービス

高齢者や障害者、傷病などで外出が困難になり、在宅生活で一時的に車いすを必要とするかたに、車いす(自走型、介助型、子ども用)を貸し出します。

※介護保険などの公的サービスにより車いすのレンタルなどができるかたは利用できません。

【利用料金】

1週間以内無料、以降1週間毎100円

【利用期間】

最長3カ月間

【貸出場所】

青木会館(川口市青木3-3-1)月～金曜日(祝日は除く)
やすらぎ会館(川口市南鳩ヶ谷6-8-16)月～金曜日(祝日は除く)

【利用方法】

上記の貸出窓口にて申請書をご記入ください。

※在庫状況によっては貸し出しが行えない場合があります。お電話でご確認のうえ窓口にお越しください。（予約制ではありません）

※車いすの運搬は行いませんので、ご自身でお持ち帰りください。

※車いすの返却に限り、1回1,000円で職員がご自宅に訪問し、車いすを引き取ります。

2 車いすステーション

短期間で車いすの貸し出しが必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、車いすステーションにて車いすを貸し出します。

【利用料金】

無料

【利用期間】

1週間以内

※1週間以上車いすが必要なかたは青木会館またはやすらぎ会館にて貸し出します。

【貸出場所】

市内21カ所（令和8年1月現在）

※詳細については社協（福祉支援課）へお問い合わせください。

【利用方法】

貸出場所にて、申請書をご記入ください。

※車いすの運搬は行いませんので、ご自身でお持ち帰りください。

※在庫状況によっては貸し出しが行えない場合があります。お電話でご確認のうえ窓口にお越しください。

※車いすの引き取りは行っていません。

3 福祉車両貸出サービス

常時車いすを使用しているかたなどに、車いすのまま乗り降りできるスロープ式の福祉車両を貸し出します。

【車種】

① フリード（普） ② AZワゴン（軽） ③ N-BOX（軽）

【対象者】

高齢者や障害者で常時車いすを使用し、移動に車両を必要とするかた

【登録料】

1,500円（年度初回のみ）

※4月1日から翌年3月31日を基準とし、年度ごとに登録が必要です。

※窓口で利用登録申請をしてください。

※運転免許証を確認し、利用登録料をお支払いいただきます。

【使用料】

無料

※ガソリン、駐車場、有料道路などの費用は自己負担となります。

※最長3日間まで（月4回まで利用可能）

※運転者や介護者は利用者で確保してください。電動車いすやリクライニング式の車いすなどの利用はできません。

車いす・福祉車両貸出事業 1～3**【窓口】**

川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
（電話）048-252-1294 （FAX）048-256-4344

配食サービス事業

食事の支度が困難になり、家族などからの支援も受けられないかた。また、18歳未満の就学中の子どもが日常的に家事を行っている世帯を対象に、健康維持に必要な栄養バランスのとれたお昼のお弁当をお届けします。手渡しによる安否確認を行います。

【対象者】

高齢者、障害者、傷病者、産前・産後のかた

【利用料金】

1食 平日：550円 祝日：580円

【利用日時】

月～土曜日（祝日・年末年始を含む）

※午前9時30分～12時の間にお届けします。配達時間の指定はできません。

【申請方法】

電話連絡のうえ、担当職員がご自宅を訪問し、身体状況の確認および申請手続きを行います。

※ご飯をお粥にしたり、おかずを刻むことは可能です。

※特定の病気に対応した療養食は取り扱っていません。

【窓口】

川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
（電話）048-252-1294 （FAX）048-256-4344

第7章 社会参加の促進

手話通訳者派遣事業 身

聴覚障害者のかたが日常生活を営む上で、相手とのコミュニケーションがスムーズに行われるように、手話通訳者を派遣します。

派遣を希望されるかたは、事前に申し込みが必要です。

【派遣の内容】

区 分	内 容
生 活	各種手続き、免許更新、町内会や自治会活動、冠婚葬祭、住宅、家族や親戚との話し合いなど
福 祉	介護保険認定調査、モニタリング、ケース会議、福祉制度申請、福祉サービス利用など
医 療	診察、健診、人間ドック、家族の診察、歯の治療、両親教室、栄養相談など
職 業	面接・就職試験・入社・退社の手続き、会社での面談、相談など
教 育	入学、懇談会、卒業、父母会、授業参観、PTA活動、学校説明など
その他	各種大会、講演会、研修会、会議など

【窓口】川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
(電話) 048-252-1294 (FAX) 048-259-0323

要約筆記者派遣事業 身

聴覚障害者のかたが日常生活を営む上で、相手とのコミュニケーションがスムーズに行われるように、要約筆記者を派遣します。

派遣を希望されるかたは、事前に申し込みが必要です。

【派遣の内容】上記の手話通訳者派遣事業と同じ

【窓 口】埼玉聴覚障害者情報センター…
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館2階
(電話) 048-814-3353 (FAX) 048-814-3354

埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 身

視覚と聴覚に障害のあるかたの社会生活におけるコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、通訳・介助員を派遣します。

派遣を希望されるかたは、事前に申し込みが必要です。

【派遣の内容】各種手続きや交流会、会議での通訳及び外出時の介助など。

【窓口】NPO法人埼玉県盲ろう者友の会…

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合2-16-11 ポーラビル101
(電話) 048-823-7080 (FAX) 048-833-4004 (メール) haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

ヒアリンググループの窓口設置と貸出事業 **身**

【担当窓口 障害福祉課】

聴覚障害のあるかたや難聴のかたに対し、障害福祉課の窓口にはヒアリンググループシステム（ヒアリンググループ）を常時設置しています。また、小型ヒアリンググループの貸出しを行っています。

【対象（貸出）】市内に所在する聴覚障害者団体等

【費用】無料

福祉タクシー利用料金助成事業 **身 知 精**

【担当窓口 障害福祉課】

重度心身障害者に対し、タクシーの利用料金の一部を助成します。埼玉県および川口市と協定を結ぶタクシー事業所、福祉タクシー事業所をご利用になれます。

【対象者】

市内に住所を有している重度心身障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級のかた）のうち、福祉ガソリン利用券の交付を受けていないかた。（すでに交付された福祉ガソリン利用券が全て未使用であれば福祉タクシー利用券と交換することができます。）

【助成の内容】

年間（4月～翌年3月）36枚以内の福祉タクシー利用券を交付し、利用券1枚につき一般のタクシーの初乗運賃相当額を助成します。ただし、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2枚まで使用できます。なお、年度途中で交付対象となる場合、申請月により交付枚数が変わります。

※ 80ページの「タクシー運賃の割引」制度との併用が可能です。

福祉ガソリン利用料金助成事業 **身 知 精**

【担当窓口 障害福祉課】

重度心身障害者に対し、自動車燃料費（ガソリン、軽油）の利用料金の一部を助成します。川口市と協定を結ぶ給油所をご利用になれます。※セルフ式の給油所を除きます。

【対象者】

市内に住所を有している重度心身障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級のかた）のうち、次の要件を満たすかた。

(1) 障害者本人、同居人または市内に居住する親族（※）のいずれかが、運転免許証および自家用で個人名義の自動車を所有し運転すること。

※親族とは、障害者およびその配偶者の直系血族または兄弟姉妹です。

- (2) 障害者本人が特別養護老人ホーム等の施設に入所していないこと。
- (3) 福祉タクシー利用券の交付を受けていないこと。(すでに交付された福祉タクシー利用券が全て未使用であれば福祉ガソリン利用券と交換することができます。)

【助成の内容】

年間(4月～翌年3月)12枚以内の福祉ガソリン利用券を交付し、利用券1枚につき700円を助成します。なお、年度途中で交付対象となる場合、申請月により交付枚数が変わります。

【申請に必要なもの】

- (1) 障害者手帳
- (2) 運転者の運転免許証(コピー可)
- (3) 自家用で個人名義の車検証(コピー可)

※原動機付自転車(原付・新基準原付含む)は対象車両ではありません。

※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。

- (4) 全て未使用の福祉タクシー利用券(福祉タクシー利用券から交換を希望される場合)

リフト付自動車貸出事業



【担当窓口 障害福祉課】

在宅の重度障害者で外出の困難なかたに対し、車いすに乗ったまま走行できるリフト付自動車の貸出しを行っています。

【対象者】身体障害者のうち、下肢または体幹機能の障害の程度が1級～3級のかた

【費用】無料(ただし、ガソリン代や駐車場料金などは自己負担となります。)

点字・録音(広報紙・図書)



【担当窓口 障害福祉課・中央図書館】

視覚障害者のかたに、川口市の広報紙「広報かわぐち」の点字・録音版と、障害福祉ガイドブックの点字(見出し)・録音版の貸出しを行っています。また、中央図書館では、点字・録音図書の貸出しを行っています。

【窓口】 障害福祉課

中央図書館…〒332-0015 川口市川口1-1-1 (電話) 048-227-7611

福祉バスの提供

埼玉県では、障害者の社会参加を支援するため、リフト付き大型バス「おおぞら号」を運行し、県内の障害者団体・グループの皆様の訓練や研修などに活用していただいています。(利用予定の6カ月前の1日から予約できます。)

【費用】無料(有料道路・駐車場料金、バス乗務員の食事・宿泊などは利用団体の負担となります。)

【定員】40名(座席29、補助席7、車いす2、乗務2)

【窓口】埼玉県障害者福祉推進課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-3309 (FAX) 048-830-4789

駐車禁止除外指定車標章の交付

身 知 精 難

「駐車禁止除外指定者標章」は警察署への申請により交付されます。使用している車両に掲出することで、道路標識により駐車禁止の交通規制が実施されている場所への駐車が可能になります。主な対象者については下記のとおりです。

【対象者（標章交付基準）】

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けており、下記の表に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難と認められるかた
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けており、下記の表に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害を有し、歩行が困難と認められるかた
- (3) 療育手帳㊦・Aのかた
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- (5) 小児慢性特定疾病医療受給者証（色素性乾皮症に限る）の交付を受けているかた

標章交付基準表			
障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級～3級、4級の1	特別項症～第四項症
聴覚障害		2級、3級	
平衡機能障害		3級	
上肢不自由		1級、2級の1、2級の2	特別項症～第三項症
下肢不自由		1級～4級	
体幹不自由		1級～3級	特別項症～第四項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1～4級	
心臓機能障害		1級、3級	特別項症～第三項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	
肝臓機能障害		1級～3級	特別項症～第三項症

※2箇所以上の機能障害がある場合で必ず下肢機能障害が含まれており、身体障害者手帳の等級が4級と記載されている者

※上記表に該当しないが、身体障害者手帳の交付を受けており、医師が歩行能力について1キロメートル以上歩行不能であると認めた診断書等を受けている者も対象となります。

【窓口】川口警察署…〒332-0035 川口市西青木3-2-4 （電話）048-253-0110
 武南警察署…〒334-0004 川口市辻1010-2 （電話）048-286-0110

埼玉県思いやり駐車場制度

身 知 精 難

車椅子使用者用駐車区画と優先駐車区画は、歩行困難の方が車いすの出し入れや駐車場から目的とする建物などへのアクセスがスムーズにできるように設けられています。この制度は、思いやり駐車区画として協定を締結した施設等において利用証を掲示することにより、当該駐車施設の適正利用を促進する取り組みです。

【利用対象者】

利用対象者・障害区分		交付基準	必要書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能
	移動機能				6級以上
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上			
知的障害者		㊤及びA	療育手帳		
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等	要介護1以上		介護保険被保険者証		
妊産婦 （出産後は乳児と同伴の場合に限る。）	妊娠7ヶ月～産後1年		母子健康手帳（出産（分娩）予定日が記入してあること）	妊娠7ヶ月から産後1年まで	
多胎妊産婦 （出産後は乳児と同伴の場合に限る。）	妊娠7ヶ月～産後3年		母子健康手帳（多胎児全員分・出産（分娩）予定日が記入してあること）	妊娠7ヶ月から産後3年まで	
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等	診断書等で必要と認める期間（原則1年以内）	
上記に該当しない者で車椅子の常時使用が必要と認められる者	医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる者		・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	対象者としての基準に該当しなくなるまで	

【申請に必要なもの】

①交付申請書、②上記表の利用対象者に該当する必要書類

※代理申請される場合は①、②と代理のかたの身分証明書

※①交付申請書は各窓口および埼玉県ホームページからダウンロードができます。

【申請方法】

○窓口申請 ※即日交付可

課所名	住所	電話番号
福祉総務課	川口市中青木 1-5-1(第三庁舎 4階)	048-259-7929
介護保険課	川口市青木 2-1-1 (第一本庁舎 2階)	048-259-9004
障害福祉課	川口市青木 2-1-1 (第一本庁舎 2階)	048-259-7920
子育て支援課	川口市青木 2-1-1 (第二本庁舎 3階)	048-258-1112
保健所疾病対策課	川口市前川 1-11-1 (保健所 1階)	048-423-6708
保健所健康増進課	川口市南町 1-9-20 (地域保健センター1階)	048-256-1135
保健所地域保健センター	川口市南町 1-9-20 (地域保健センター1階)	048-256-1120
地域保健センター鳩ヶ谷分室	川口市三ツ和 1-14-3 (鳩ヶ谷庁舎 3階)	048-284-2325
中央保健ステーション	川口市青木 2-1-1 (第二本庁舎 3階)	048-271-9286
芝保健ステーション	川口市大字芝 6247 (芝支所 1階)	048-267-0035
神根保健ステーション	川口市道合 1421 (神根福祉センター内)	048-297-8300
新郷保健ステーション	川口市赤井 1055 (サンテピア内)	048-280-1725
南平保健ステーション	川口市末広 3-7-21 (南平福祉会館内)	048-225-2724
戸塚保健ステーション	川口市戸塚南 3-22-1 (戸塚スポーツセンター内)	048-298-0271
青木保健ステーション	川口市西青木 1-5-1(市営青木住宅保健福祉棟 2階)	048-256-9711

○郵送申請

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当

電話：048-830-3223 FAX：048-830-4801

○電子申請

埼玉県ホームページから（下記【お問い合わせ】等参照）

【利用できる駐車場など】

公共施設のほか、商業施設、病院、飲食店など埼玉県と協定を締結した施設の駐車場でご利用いただけます。（埼玉県思いやり駐車場制度の看板や駐車区画の表示がされています。）

また、協定を締結した全国の自治体との相互利用が可能となっております。

（※令和5年10月31日以前の「川口市おもいやり駐車場制度」の利用証も、引き続きご利用いただけます。（再申請の必要はありません。））

【お問い合わせ】

埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当（上記「○郵送申請」先参照）

なお、詳細につきましては、埼玉県ホームページでご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html



安全運転相談 **身**

心身に障害のあるかたの安全運転相談窓口を設けています。

【対象者】

- ・心身に障害のあるかたで、これから運転免許を取得したいかた
- ・運転免許を取得した後に心身に障害が生じたかた

【費用】 相談は無料

【受付日時】

- ・月曜～金曜日の平日 午前8時30分～午後3時
(祝日・年末年始 [12月29日から翌年1月3日] を除く)
 - ・平日来庁できないかたへ毎月第3日曜日も相談を行っています。
- ※まずは、お電話でお問い合わせください。(適性検査は予約制)

【相談場所】 埼玉県警察運転免許センター1階「安全運転相談室」

【窓口】 埼玉県警察運転免許センター…〒365-0028 鴻巣市鴻巣405-4
(電話) 048-543-2001 (FAX) 048-543-7727

自動車運転免許取得費助成 **身** **知** **精** 【担当窓口 障害福祉課】

障害者が就職などのため、自動車運転免許を取得する場合、それに要した費用の補助を行っています。ただし、運転免許は第1種普通自動車免許に限り、予算の範囲内で助成します。事前にご相談ください。

【対象者】 次の要件を満たすかた

- (1) 障害者手帳の交付を受けているかた
- (2) 運転免許取得により、収入の向上または就労・就職に著しく有利になるなど、その更生が期待されるかた
- (3) 特別障害者手当で用いる所得制限を越えていないこと (26ページ参照)

【対象経費】

教習所の入学金、教習料、技能検定料、受験料など

【助成額】 対象経費の3分の2額 (助成限度額12万円)

【申請に必要な書類】

- (1) 教習所の領収書 (社印が押してあるもの。レシートは不可) と内訳書
- (2) 免許証の写し
- (3) 障害者手帳の写し
- (4) 振込先口座の分かるもの

自動車改造費助成

身

【担当窓口 障害福祉課】

身体障害者が就労などのために使用する自己が所有し運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。ただし、予算の範囲内で助成します。改造前に必ずご相談ください。

【対象者】身体障害者手帳の交付を受けているかたで、次の要件を満たすかた

- (1) 免許証に改造を必要とする旨の条件が付記されていること
- (2) 特別障害者手当で用いる所得制限を越えていないこと（26ページ参照）

【助成額】改造に要した費用（助成限度額10万円）

【申請に必要な書類】

○自動車改造前

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 免許証の写し
- (3) 見積書（社印のあるもの、改造部分のみのもの）
- (4) 改造前の写真
- (5) 車検証の写し（本人又は同居家族の名義のもの）

※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。

○自動車改造後

- (1) 振込先口座の分かるもの（本人名義のもの）
- (2) 改造後の写真
- (3) 領収書（社印のあるもの）

身体障害者補助犬の給付

身

【担当窓口 障害福祉課】

視覚障害者、肢体不自由者および聴覚障害者の行動範囲を広げ、自立および社会参加の促進のため、身体障害者補助犬の給付について相談などができます。

※ 給付にあたり、埼玉県の審査、適性調査、訓練があります。

【対象者】

埼玉県内に1年以上居住する18歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件を満たすかた

- ・盲導犬…視覚障害1級のかた
- ・介助犬…肢体不自由1・2級のかた
- ・聴導犬…聴覚障害2級のかた

国際シンボルマークについて

日本障害者リハビリテーション協会で取り扱っている国際シンボルマークは、「障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマーク」です。

個人の車に表示することは、障害のあるかたが乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、マークを表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はなく、障害者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。

【購入方法】

※ 障害福祉課では購入できません

お求めの際は、日本障害者リハビリテーション協会へ郵便振替でご送金ください。

郵便振替用紙の通信欄にご希望の種類、サイズ、枚数をお書きください。

・郵便振替番号「00180-2-132429」（別途、振込手数料がかかります。）

（インターネットからの購入も可能になりました。詳細は日本障害者リハビリテーション協会のホームページをご確認ください。）

【価格表】

○アクリル樹脂板（建造物向け）

サイズ	価格（送料込）
大（25.5cm×24.0cm）	4,300円
小（14.5cm×13.0cm）	3,000円

○ステッカー（裏面シール）

サイズ	価格（送料込）
大（15cm×15cm）	500円
中（12cm×12cm）	350円
小（6cm×6cm）	300円

○磁石付ステッカー（裏面磁石）

サイズ	価格（送料込）
大（15cm×15cm）	1,700円
中（12cm×12cm）	1,100円
小（6cm×6cm）	800円



国際シンボルマーク

【申し込み・お問い合わせ】

日本障害者リハビリテーション協会…〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

（電話）03-5273-0601 （FAX）03-5273-1523

知的障害者職親委託制度

知

【担当窓口 障害福祉課】

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に預け、生活指導および技能取得訓練を行う制度です。また、就職に必要な支援を行うとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ることを目的とします。

ヘルプマーク・ヘルプシール・ヘルプカード

障害や病気があるかた、または、妊娠初期のかたなど、援助や配慮を必要としているかたが、周囲のかたに援助や配慮を必要としていることを知らせることで、普段の生活の中で困ったときや、緊急時・災害時などに必要な援助や配慮を得やすくなるよう作成されたものです。

ヘルプマークは、ストラップを利用してかばん等に付けて使用するもので、必要に応じて、自分の情報や必要とする支援内容などを記載できる付属のシールを貼ることができます。埼玉県が作成し、障害福祉課で配布しています。

ヘルプシールは、ヘルプマークやパスケースなどの身に付けているものに貼って、理解してほしいことや、必要な配慮を周囲のかたに知らせることができるコミュニケーション支援のシールです。川口市が作成し、障害福祉課で配布しています。

ヘルプカードは、運転免許証サイズの折りたたみ式のカードとなっており、自分の情報や必要とする支援内容などを記載できるものです。川口市が作成し、障害福祉課、各支所、川口駅前行政センター、東川口駅前行政センターで配布しています

【対象者】

障害や病気があるなど、援助や配慮を必要とするかた

【配布方法】

下記窓口で配布しております。

また、ヘルプシール・ヘルプカードはホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。

【窓口】

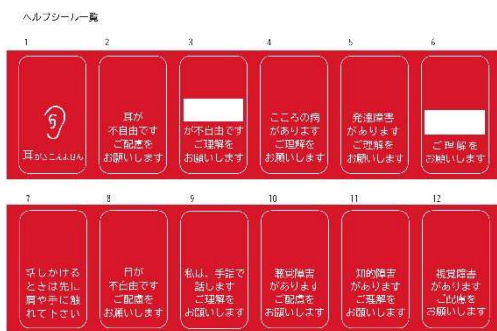
(ヘルプマーク・ヘルプシール) **障害福祉課**

(ヘルプカード) **障害福祉課・各支所・川口駅前行政センター・東川口駅前行政センター**

『ヘルプマーク』



『ヘルプシール』



『ヘルプカード』



第8章 公共料金の割引

JR旅客運賃の割引 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（第1種または第2種の記載のあるもの）の交付を受けているかたは、手帳を提示することで次のとおり割引されます。

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者

対 象	乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 ※特急券は割引対象外	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者、または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃は割引を適用しません。
第1種・第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える区間（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

【利用方法】

乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示してください。なお、第1種障害者が介護者とともに乗車する場合には、乗車距離100キロまでの普通乗車券に限り自動券売機で小児用乗車券を購入できますが、この際、係員のいる改札口をお通りいただき手帳を提示してください。

【お問い合わせ】 JR各駅

私鉄旅客運賃の割引 身 知 精

対象者、内容、利用方法ともJRの場合に準じます。ただし、各私鉄により割引内容が異なることがあります。詳しくは、直接、各鉄道会社へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 私鉄各駅

バス運賃の割引 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたは、県内を発着するバスを利用する場合、手帳を提示することにより、次のとおり割引されます。

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

対 象	乗車券の種類・割引率	取扱区間
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通乗車券 ・ 50% 定期乗車券 ・ 30%	県内路線バスの乗車区間

※第1種身体障害者手帳および第1種療育手帳所持者の介護者も同率割引されます。

※精神障害者保健福祉手帳については、写真の貼付のある場合のみ割引になります。

※各市町村のコミュニティバスは、各市町村の規程によります。

【利用方法】 料金を支払う時に手帳を提示してください。

定期券を購入する時は窓口に手帳を提示してください。

※事業者により適用範囲が異なりますので詳細は乗車するバス事業者にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 各バス会社営業所

航空旅客運賃の割引 **身 知 精**

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたが、国内の航空機を利用するとき、次のとおり航空運賃が割引されます。

【対象者】

区 分	適用範囲	割引率	取扱区間
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人及び介護者（1人まで） ※介護者の適用範囲は各航空会社によって異なります	各航空会社によって異なります	定期航空路線の国内線全区間

【利用方法】

航空券の購入および搭乗手続きの際に手帳を提示してください。

【お問い合わせ】 各航空会社営業所

タクシー運賃の割引 **身 知**

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかたは、手帳を提示することにより、次のとおり割引されます。

【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳所持者

対 象	割引率	取扱区間
身体障害者	1割	国内のほとんどのタクシー事業者が実施しています
知的障害者	1割	

※ 割引後、福祉タクシー利用券（70ページ参照）と併用できます。

【利用方法】 料金を支払う時に手帳を提示してください。

【お問い合わせ】 各タクシー事業者

有料道路通行料金の割引



【担当窓口 障害福祉課】

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかたは、障害の程度によって、有料道路の利用料金が次のとおり割引されます。事前に登録が必要となります。

【対象障害者の範囲】

1. 障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けているすべてのかた
2. 障害者ご本人以外のかたが運転され、障害者ご本人が同乗される場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたのうち、「**重度の障害**」のかた
※「**重度の障害**」…障害者手帳の『旅客鉄道株式会社旅客運賃減額』が第1種のかた

対 象	障害程度	条 件	割引率	取扱区間
身体障害者	1種	本人・介護者運転	50%以内	全国の有料道路
	2種	本人運転のみ		
知的障害者	㊤・A	介護者運転		

【対象自動車の範囲 ※自動車を登録する場合】

1. 自家用であること（事業用のものは登録できません。）
2. 自動車検査証上の所有者名または使用者名が個人名義であること

※ 登録できる自動車は、障害者1人につき1台となっております。

※ 営業車など（法人名義、レンタカー、タクシー、軽トラック、代車など）は登録できません。


【対象自動車の範囲 ※自動車を登録しない場合】

親族や知人等の所有するもの（事業用のものは対象外）、レンタカー、車検時の代車、タクシー（重度の障害のかた）、福祉有償運送車両（重度の障害のかた）など

※ 自動車を登録しない場合は、ETCの利用はできません。

【申請に必要なもの】

ETCを利用しない場合	【自動車を登録する場合】 <ol style="list-style-type: none">1. 障害者手帳2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 ※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
	【自動車を登録しない場合】 <ol style="list-style-type: none">1. 障害者手帳2. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

E T Cを利用する場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者手帳 2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 ※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。 3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） 4. E T Cカード（原則として障害者本人名義に限る） 5. E T C車載器の管理番号が確認できるもの （E T C車載器セットアップ申込書・証明書等） <p>マイナンバーカードおよびマイナポータルへの登録をされたかたはオンライン申請ができます。必要書類や手続き方法は以下のサイトをご確認ください。</p> <p>U R L https://www.expressway-discount.jp</p>	
--------------	---	---

【割引有効期間】

- ・新規および変更の申請については、申請日から2回目の誕生日まで
 - ・更新の申請については、申請日から3回目の誕生日まで
- ※ 有効期限の2カ月前から更新手続きができます。

NHK放送受信料の減免



次に該当するかたは、NHKに申請すると受信料の減免が受けられます。

【対象者および免除区分】

区 分	対 象 者
全額免除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちのかたがいる世帯で、住民基本台帳上の世帯員全員が市民税非課税であること
半額免除	次のかたが住民基本台帳における世帯主で、NHKの受信契約者であること <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）のかた ・視覚障害または聴覚障害で手帳をお持ちのかた ・療育手帳をお持ちで、障害等級が重度（㊤またはA）のかた ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで障害等級が重度（1級）のかた

【**手続方法**】 次のいずれかの方法でお手続きください。

窓 口	手 続 方 法	申請に必要なもの
障 害 福 祉 課	窓口で申請書に証明を受け、NHKへご提出（郵送可）	（1）障害者手帳 （2）印鑑
NHK （電子）	NHKのHP内「受信料の窓口」より申請	＜半額免除の場合のみ＞ マイナンバーカードをお持ちでマイナポータルを利用されているかた

窓 口	手 続 方 法	申請に必要なもの
NHK (郵送)	①NHKのHP内「受信料の窓口」より申請書、専用の返信用封筒を取り寄せ	<全額免除の場合> (1) 住民票 (世帯全員用) (2) 市町村民税非課税証明書等 (世帯全員分) (3) 障害者手帳の写しまたは手帳所持証明書
	②申請書・申請に必要なものを専用の返信用封筒でNHKへ郵送	<半額免除の場合> (1) 住民票 (世帯全員用など、世帯主がわかるもの) (2) 障害者手帳の写しまたは手帳所持証明書
NHK (窓口)	最寄りの放送局または営業センターで申請	(1) 上記「NHK (郵送)」と同様のもの (2) 印鑑

《注意事項》

- ・NHKに提出していただき、NHKが受理した月から受信料が免除となります。
(免除受理通知書等が送付されます。)
- ・免除適用後に市民税課税が課税されることになった場合や、障害等級が変わった場合はNHKまでご連絡ください。

【お問い合わせ・提出先】

NHKさいたま放送局経営管理企画センター…〒330-9890 さいたま市浦和区常盤 6-1-21

(電話) 048-833-2045 (受付時間 月～金 10時～17時) ※土・日・祝日は休館

携帯電話基本使用料などの割引

身 知 精

各携帯電話事業者では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたに、基本使用料などの割引を行っています。詳しくは、各携帯電話事業者へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 各携帯電話事業者

郵便料金の減免

身 知

内容	料金	備考
点字郵便物 特定録音物等郵便物	無料	・点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするもの ・特定録音物等郵便物は、日本郵便が指定する施設へ発受するものに限る ・重量 3kg まで
点字ゆうパック 聴覚障がい者用ゆう パック	100～ 730 円	・聴覚障がい者用ゆうパックは、日本郵便が指定する施設との間で発受されるものに限る ・重量 30kg まで
心身障がい者用ゆう メール	92～ 310 円	日本郵便に届け出のあった図書館との間で図書閲覧のために利用されるものに限る

※心身障害者団体が発行する定期刊行物等は、第三種郵便（心身障がい者用低料第三種）の承認をうけることにより低廉な料金で送付できます。

※郵便物や荷物の内容品・差出方法等は郵便局までお問合せください。

【窓口】 各郵便局

青い鳥郵便葉書の無償配付 **身** **知**

日本郵便株式会社は、重度の身体障害者のかたおよび重度の知的障害者のかたで、受付期間内に配付をご希望されたかたに、青い鳥がデザインされたオリジナル封筒に通常はがきをお入れした「青い鳥郵便葉書」を無償で配付いたします。

【配付対象】

重度の身体障害者（1級または2級のかた）

重度の知的障害者（㊤またはAのかた）

【受付期間】 毎年4月から5月頃

【配付はがき】

通常郵便はがき（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り※）

※「くぼみ入り」は、視覚障害者のかたが使いやすいように、郵便はがきの表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏がわかるようにした郵便はがきです。

【配付枚数】 お一人につき上記配付はがきの中からいずれか1種類を20枚

【申出の方法】

最寄りの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して提出してください。郵送での申請も可能です。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ・窓口】

日本郵便株式会社お客様サービス相談センター・各郵便局

（電話）0120-2328-86 （携帯電話ご利用のかた）0570-046-666

公共施設使用料金の割引 **身** **知** **精** **難**

障害者およびその介護者の経済的負担を軽減し、積極的な社会参加と自立促進を図ることを目的として、次に掲げる各施設の使用料などを減免しています。

※ 割引となるのは、個人利用に限ります。

【減免される対象者】

○ 障害者

次のいずれかに該当するかた

- （1）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- （2）障害福祉サービス受給者証、通所受給者証の交付を受けているかた
- （3）指定難病医療受給者証、指定難病登録者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単指定難病医療受給者証の交付を受けているかた

○ 介護者

障害者に現に付き添って介護をしているかた（障害者1人につき1人まで）

※ 施設により異なる場合がありますので、詳しくは直接各施設へお問い合わせください。

【減免の申請】

施設を利用する際、障害者については、係員に手帳等を提示し、その介護者については、その障害者に付き添っている旨を申し出てください。

手帳の提示の代わりに「障害者手帳アプリ『ミライロ ID』の提示」でも減免が受けられます。ミライロ ID の利用方法についてはミライロ ID 公式ホームページをご覧ください。

【障害者に対する使用料などの減免実施施設一覧】

施設名	対象となる使用料などの内容	電話	割引率
川口駅東口地下公共駐車場	駐車場使用料	048-226-7721	5割引
川口駅西口地下公共駐車場	駐車場使用料	048-229-4484	5割引
川口総合文化センター	駐車場使用料	048-258-2000	5割引
医療センター	駐車場使用料（外来通院時に限る）	048-287-2525	無料
自転車駐車場 （一部除外あり）	駐車場使用料	048-259-9003	5割引
水上少年自然の家	宿泊料	0278-72-8111	5割引
文化財センター「郷土資料館」	展示室入場料	048-283-3552	5割引
科学館	入場料および観覧料（年間入場券および年間観覧券を除く）	048-262-8431	5割引
アートギャラリー 「アトリア」	自主企画展の観覧料	048-253-0222	5割引
美術館	常設展及び自主企画展の観覧料	048-280-6688	5割引
西スポーツセンター	体育館、体育室、プール、 トレーニングルームの使用料	048-251-6377	5割引
戸塚スポーツセンター	アリーナ、体育室、プール、 トレーニングルーム、弓道場の使用料	048-298-9993	5割引
体育武道センター	体育館、トレーニングルームの使用料	048-251-9227	5割引
青木町公園総合運動場	陸上競技場、弓道場、プールの使用料	048-251-6893	5割引
東スポーツセンター	体育館、卓球室、プール、 トレーニングルームの使用料	048-222-4990	5割引
北スポーツセンター	競技場の使用料	048-296-0761	5割引
新郷スポーツセンター	体育館、プールの使用料	048-281-5834	5割引
芝スポーツセンター	体育館、卓球コーナー、 トレーニングルームの使用料	048-266-6240	5割引
安行スポーツセンター	体育館、プール、 トレーニングルームの使用料	048-296-1200	5割引

施設名	対象となる使用料などの内容	電話	割引率
老人福祉センター 「たたら荘」 (市内10カ所) ※市内在住60歳以上の方 のみ施設利用可	使用料	048-229-3387 ※青木たたら荘 以外	無料
		048-255-2620 ※青木たたら荘	
は～とふる鳩ヶ谷 (鳩ヶ谷福祉センター内) ※市内在住60歳以上の方 のみ施設利用可	使用料	048-283-1619	無料
厚生会館	会館使用料	048-297-0718	無料
サンアール朝日	余熱利用施設の使用料	048-228-5303	5割引
グリーンセンター	入園料	048-281-2319	無料
	ミニ鉄道の乗車賃		5割引
	フィールドアスレチック遊具利用料		

第9章 住 宅

市・県営住宅の入居

身 知 精 難

住宅の入居を希望されるかたは、募集住宅の中から1つだけを選んでいただき公開抽選で当選した場合に、資格審査を経て入居することができます。この際、次の障害者世帯については、一般申込者より当選確率を高く設定して抽選を行います。

ただし、所得が基準以上の世帯については申し込みができません。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級～4級をお持ちのかた
- (2) 療育手帳㊤・A・Bをお持ちのかた
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちのかた
- (4) 戦傷病者手帳をお持ちのかた
- (5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる疾病により障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている難病患者のかた

【窓口】

埼玉県住宅供給公社…〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

・市営住宅…本社市町村営住宅課

(電話) 048-829-2878 (FAX) 048-825-1822

・県営住宅…本社県営住宅課

(電話) 048-829-2875 (FAX) 048-825-1822

重度障害者居宅改善費助成

身

【担当窓口 障害福祉課】

重度の身体障害者の居宅を生活しやすいように改善する場合で、介護保険または日常生活用具給付の対象にならない工事について助成します。ただし、新築・改築・増築に際して行う工事は除きます。予算の範囲内で助成します。必ず改善前にご相談ください。

【対象者】 次の要件を満たすかた

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住されているかた
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けているかたで、下肢または体幹機能障害1、2級のかた
- (3) 所得制限を越えていないこと（補助対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額が10万500円以下）

【助成額】 対象額の3分の2額（助成限度額24万円、100円未満切捨て）

【申請に必要な書類】

○改修前	○改修後
1 身体障害者手帳の写し	1 振込先口座のわかるもの（本人名義のもの）
2 改修見積書（社印のあるもの）	2 改修後の写真
3 図面（改修図面、改修前の居室等の図面）	3 領収書（社印のあるもの）
4 改修前の写真	

第10章 各種資金の貸し付け

福祉資金

【担当窓口 福祉総務課】

直近の臨時的な出費により一時的に生活が窮迫した世帯に対して、生活の安定を図るため資金の貸し付けを行っています。

【対象者】世帯の生計中心者で、以下の要件を全て満たす方

- (1) 市内に引き続き3カ月以上居住（住民登録）している方
- (2) 返済能力がある方
- (3) 生活保護の適用を受けていない方
- (4) 他からの融資を受けられない方
- (5) 原則として市内に1年以上居住（住民登録）し、一定の収入があり、市税の納税をしている連帯保証人が得られる方（借受人と同一住所内に居住している方は不可）

【資金の内容】

資金の種類	貸付額	利息
①生活資金、②住宅資金、③就学資金、④医療費、 ⑤就職支度資金、⑥結婚資金、⑦助産費、⑧葬祭費	10万円以内（※）	無利息

※1世帯につき10万円まで、上記②から⑧に挙げた特別な事情がある場合は25万円を限度
ただし、⑦助産費については出産育児一時金支給見込み額の8割を限度

【返済方法】

貸付決定後に送付する納付書により、貸付月の翌月から5,000円の月賦返済
納付書払いのみ（口座振替による返済はできません）

※ 市外へ転出する場合は、直ちに一括返済をしていただきます

生活福祉資金貸付制度

他の資金の借入れが困難な所得の少ない世帯や障害者世帯、高齢者世帯及び失業によって生活の維持が困難となった世帯に対して低金利で資金の貸し付けを行っています。

借り入れ時や償還時などに必要な援助指導を行うことで、世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的としています。埼玉県社会福祉協議会が貸し付けの可否の決定を行い、市社会福祉協議会が窓口業務などの一部を委託で行っています。

【貸し付けの種類】

- ① 総合支援資金、② 福祉資金、③ 教育支援資金、④ 不動産担保型生活資金

【窓口】川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内

（電話）048-252-1294 （FAX）048-256-4344

第 1 1 章 税金の軽減

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書などが交付されますと、次のとおり所得控除などが受けられます。(障害者控除対象者認定書については、障害の程度によって控除の区分が変わります。)

※ 障害者控除対象者認定書の発行は、長寿支援課が担当となります。

所得税 身 知 精

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。なお、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

控除の種類・区分		控除金額
特別障害者控除	身障手帳1・2級、療育手帳④・A、 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除40万円
普通障害者控除	身障手帳3～6級、療育手帳B・C、 精神障害者保健福祉手帳2・3級	所得控除27万円
同居特別障害者控除	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、かつ納税者または納税者の配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としているかた	所得控除75万円

手帳を持参し、所管の税務署で確定申告をするか、勤務先で年末調整を行ってください。

【窓口】 税務署

市・県民税

身 知 精

【担当窓口 市民税課】

控除の種類・区分		控除金額
特別障害者控除	身障手帳1・2級、療育手帳㊦・A、 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除30万円
普通障害者控除	身障手帳3～6級、療育手帳B・C、 精神障害者保健福祉手帳2・3級	所得控除26万円
同居特別障害者控除	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、かつ納税者または納税者の配偶者もしくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としているかた	所得控除53万円

手帳を持参し、申告をするか、または勤務先で年末調整を行ってください。

個人事業税

身

区 分	控 除 金 額
両眼の視力(屈折異常のある者については、矯正視力)が0.06以下の視覚障害者があんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、その他医業に類する事業を個人で営む場合	非課税

【窓口】 県税事務所

相続税

身 知 精

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数に10万円(特別障害者のときは20万円)を乗じた金額が相続税額から差し引かれます。

控除の種類・区分		控 除 金 額
特別障害者控除	身障手帳1・2級、療育手帳㊦・A、 精神障害者保健福祉手帳1級	税額控除額 (85歳－現在年齢)×20万円
普通障害者控除	身障手帳3～6級、療育手帳B・C、 精神障害者保健福祉手帳2・3級	税額控除額 (85歳－現在年齢)×10万円

【窓口】 税務署

贈与税

身 知 精

控除の種類・区分	控 除 金 額
特別障害者	信託受益権の価額のうち 6,000万円まで非課税
特別障害者以外のかたで精神に障害があるかた	信託受益権の価額のうち 3,000万円まで非課税

※詳しくは担当窓口へお問合せください。

【窓口】 税務署

利子所得の非課税

身 知 精

金融機関の営業所等を経由して税務署長に非課税貯蓄申告書等を提出し、一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

区 分	控 除 金 額
障害者等の少額預金の利子所得などの非課税制度（通称、障害者などのマル優）	預貯金等元本の合計額が350万円までの利子が非課税
障害者などの少額公債の利子の非課税制度（通称、障害者などの特別マル優）	国債および地方債の額面の合計額が350万円までの利子が非課税

【窓口】 各金融機関

自動車税、軽自動車税の減免

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、かつ障害の程度が一定以上のかたのためにもっぱら使用される自動車については、自動車税などの減免が受けられます。

【減免を受けることができる自動車】

- (1) 減免を受けることができる自動車の要件（すべてを満たす自動車に限ります。）
 1. 埼玉県内に住民登録のある障害者のために使用すること
 2. 埼玉県内のナンバー（川口、大宮、越谷、熊谷、所沢、春日部、川越、埼）であること
※軽自動車の場合は川口市から税金がかかっている川口または大宮ナンバー
 3. 納税義務者および自動車検査証上の使用者が個人であること
 4. 自家用であること

(2) 障害者と納税義務者などの関係

所有者（納税義務者）	運転者
障害者本人	障害者本人または障害者と同一生計のかた
障害者と同一生計のかた	
障害者のみで構成される世帯の障害者	障害者を常時介護するかた

(3) 自動車の使用目的…障害者の通院、通学、通所、生業のために使用

【減免の対象となる障害の区分および等級】 障害等級は部分級での認定になります。

障害区分		障害程度	
身体障害者手帳	視覚	1級から3級、 ※4級は他に要件がありますので、次項各担当窓口にお問い合わせください。	
	聴覚	2級、3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能及び言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級から6級	
	体幹	1級から3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級から6級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級		
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます		
療育手帳	㊤（最重度）、A（重度）		
精神障害者保健福祉手帳	1級かつ自立支援医療（精神通院）を受けているかた		

【手続きに必要な書類の例】

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の原本
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは、自立支援医療受給者証もご持参ください。)
- (2) 運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）
- (3) 自動車検査証（コピー可）※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も併せて提出
- (4) 納税通知書
- (5) 同一生計であることが確認できる書類（健康保険証・源泉徴収票や戸籍謄本など、コピー可）
- (6) 障害者の世帯全員の住民票の写し（3カ月以内に発行されたもの）
- (7) 常時介護者の誓約書

※ 障害者と納税義務者等の関係により必要な書類が異なります。詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

【申請場所・申請期限】

税目	申請場所	申請期限
自動車税	県税事務所または自動車税事務所	納税通知書に記載された納期限まで
自動車税・軽自動車税（環境性能割） ※R8.3.31までに購入した車両が対象	自動車税事務所	登録から30日以内
軽自動車税	川口市役所市民税課	納税通知書発行後（5月初旬）から納期限まで

※ 申請期限を過ぎますと減免は受けられません。

※ 自動車税は、申請期限後に減免申請をした場合、申請月の翌月分から月割りとなります。

【注意事項】

- ・ 減免を受けられる車両は障害者1人につき1台です。したがって、自動車税の減免を受けた場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。
- ・ 自動車検査証に事業用と記載されている車両は、自動車税、軽自動車税の減免を受けることはできません。

【窓口】

- ・ 自動車税…川口県税事務所

〒332-0035 川口市西青木2-13-1 川口地方庁舎1階

（電話）048-252-3571 （FAX）048-250-1256

- ・ 自動車税・軽自動車税（環境性能割）…埼玉県自動車税事務所 課税第二担当

〒330-0843 さいたま市大宮区下町3-8-3

（電話）048-658-0227 （FAX）048-643-0295

- ・ 軽自動車税…川口市役所市民税課

第12章 特別支援教育

障害のある児童生徒に対して、小学校または中学校教育に準ずる教育を施し、あわせてその障害を補うための知識技能を授けることを目的とし、市内に特別支援学級を設置しています。

※特別支援学級への入級には就学相談等の手続きが必要です。

特別支援学級

【特別支援学級が設置されている市内の学校】

区分	学校名	所在地	電話
小学校	幸町小学校	〒332-0016 川口市幸町3-8-33	251-2851
	上青木小学校	〒333-0845 川口市上青木西3-8-25	265-3372
	元郷小学校	〒332-0011 川口市元郷6-2-1	222-2349
	芝小学校	〒333-0866 川口市大字芝5218	265-3370
	新郷小学校	〒334-0063 川口市東本郷1313	281-2248
	神根小学校	〒333-0835 川口市道合1111	281-3249
	青木北小学校	〒332-0035 川口市西青木1-1-1	251-4172
	領家小学校	〒332-0004 川口市領家3-14-1	222-4144
	飯仲小学校	〒332-0026 川口市南町2-3-1	251-4442
	並木小学校	〒332-0034 川口市並木1-24-1	252-5407
	安行小学校	〒334-0057 川口市安行原2020	295-1803
	原町小学校	〒332-0024 川口市飯原町6-50	252-4761
	前川小学校	〒333-0841 川口市本前川2-11-1	265-3375
	戸塚小学校	〒333-0811 川口市戸塚3-13-55	295-1810
	元郷南小学校	〒332-0011 川口市元郷2-15-20	222-6856
	芝南小学校	〒333-0866 川口市芝3-17-1	265-3373
	神根東小学校	〒333-0823 川口市石神1440	295-1817
	朝日東小学校	〒332-0001 川口市朝日5-15-1	223-5812
	芝富士小学校	〒333-0854 川口市芝富士2-17-1	265-3374
	前川東小学校	〒333-0843 川口市前上町10-1	265-3310
	柳崎小学校	〒333-0861 川口市柳崎4-4-1	265-3376
	芝樋ノ爪小学校	〒333-0852 川口市芝樋ノ爪2-10-48	266-5265
	新郷南小学校	〒334-0074 川口市江戸3-12-1	281-5777
	根岸小学校	〒333-0834 川口市安行領根岸113	281-1056
	芝中央小学校	〒333-0868 川口市芝高木2-9-1	266-5531
	新郷東小学校	〒334-0056 川口市峯361	295-1007

区分	学校名	所在地	電話
	朝日西小学校	〒332-0001 川口市朝日4-17-12	224-7889
	慈林小学校	〒334-0071 川口市安行慈林356	281-2122
	差間小学校	〒333-0816 川口市差間430	296-7021
	東本郷小学校	〒334-0063 川口市東本郷630	284-8076
	安行東小学校	〒334-0052 川口市安行出羽4-1-1	295-7960
	戸塚東小学校	〒333-0802 川口市戸塚東2-18-20	295-7887
	戸塚北小学校	〒333-0801 川口市東川口3-12-1	294-5115
	木曾呂小学校	〒333-0831 川口市木曾呂382-2	298-0100
	戸塚綾瀬小学校	〒333-0803 川口市藤兵衛新田239-1	294-7720
	中居小学校	〒334-0013 川口市南鳩ヶ谷2-1-1	281-3322
	辻小学校	〒334-0013 川口市南鳩ヶ谷7-22-1	281-0171
	里小学校	〒334-0005 川口市里645-1	281-6120
	桜町小学校	〒334-0001 川口市桜町2-12-10	282-5655
	南鳩ヶ谷小学校	〒334-0013 川口市南鳩ヶ谷5-20-1	283-4004
	中学校	東中学校	〒334-0063 川口市東本郷2-20-47
青木中学校		〒332-0031 川口市青木5-1-1	253-1371
芝中学校		〒333-0866 川口市大字芝6330	265-3377
元郷中学校		〒332-0003 川口市東領家1-8-3	222-4143
上青木中学校		〒333-0845 川口市上青木西3-9-1	265-3318
幸並中学校		〒332-0035 川口市西青木2-3-53	251-5601
仲町中学校		〒332-0021 川口市西川口2-16-1	252-6140
安行中学校		〒334-0057 川口市安行原2221	295-1805
岸川中学校		〒333-0834 川口市安行領根岸374-1	268-4506
榛松中学校		〒334-0062 川口市榛松2-10-1	284-2414
領家中学校		〒332-0004 川口市領家2-11-15	225-2640
戸塚中学校		〒333-0805 川口市戸塚鉄町3-1	295-0776
在家中学校		〒333-0836 川口市大字安行領在家272	295-4102
安行東中学校		〒334-0059 川口市安行34	294-2789
戸塚西中学校		〒333-0813 川口市大字西立野1000	298-0088
鳩ヶ谷中学校		〒334-0002 川口市鳩ヶ谷本町4-8-5	281-1010
八幡木中学校		〒334-0012 川口市八幡木1-26-1	283-4006
里中学校	〒334-0005 川口市里621	282-5708	

【窓口】川口市立教育研究所…〒333-0844 川口市上青木3-12-63 SKIP シティ彩の国ビジュアル
プラザ6階 (電話) 048-267-8208

通級指導教室

通常の学級に在籍しながら、特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に通級指導教室を設置しています。

※通級指導教室への入級には就学相談等の手続きが必要です。また、顕著に知的な課題がある場合には、通級指導教室の対象外となります。

【通級指導教室が設置されている市内の学校】

区分	学校名	所在地	電話
難聴・ 言語障害 通級指導 教室	幸町小学校	〒332-0016 川口市幸町3-8-33	251-2851
	神根小学校	〒333-0835 川口市道合1111	281-3249
	原町小学校	〒332-0024 川口市飯原町6-50	252-4761
	戸塚小学校	〒333-0811 川口市戸塚3-13-55	295-1810
	芝南小学校	〒333-0866 川口市芝3-17-1	265-3373
	東本郷小学校	〒334-0063 川口市東本郷630	284-8076
	鳩ヶ谷小学校	〒334-0002 川口市鳩ヶ谷本町1-6-3	281-1054
発達障害・ 情緒障害 通級指導 教室	青木北小学校	〒332-0035 川口市西青木1-1-1	251-4172
	元郷南小学校	〒332-0011 川口市元郷2-15-20	222-6856
	前川東小学校	〒333-0843 川口市前上町10-1	265-3310
	芝樋ノ爪小学校	〒333-0852 川口市芝樋ノ爪2-10-48	266-5265
	戸塚北小学校	〒333-0801 川口市東川口3-12-1	294-5115
	桜町小学校	〒334-0001 川口市桜町2-12-10	282-5655
	元郷中学校	〒332-0003 川口市東領家1-8-3	222-4143
	仲町中学校	〒332-0021 川口市西川口2-16-1	252-6140
	岸川中学校	〒333-0834 川口市安行領根岸374-1	268-4506
	小谷場中学校	〒333-0857 川口市小谷場1156	267-1055
	戸塚西中学校	〒333-0813 川口市西立野1000	298-0088
	鳩ヶ谷中学校	〒334-0002 川口市鳩ヶ谷本町4-8-5	281-1010

特別支援学校

個別の専門的な教育的支援が必要な児童・生徒については、特別支援学校に入学することができます。

※県立の特別支援学校への入学には就学相談等の手続きが必要です。

【通学できる県内の学校】

区分	学校名	所在地	電話
視覚障害	県立特別支援学校 塙保己一学園	〒350-1175 川越市笠幡85-1	049-231-2121
聴覚障害	県立特別支援学校 大宮ろう学園	〒331-0813 さいたま市北区植竹町2-68	048-663-7525
病弱	県立蓮田特別支援学校	〒349-0101 蓮田市黒浜4088-4	048-769-3191
	県立けやき特別支援学校	〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2	048-601-5531
	県立東松山特別支援学校 嵐山学園分校 (小・中のみ)	〒355-0221 嵐山町大字菅谷264-1	0493-62-0855
肢体不自由	県立越谷特別支援学校	〒343-0003 越谷市船渡500	048-975-2111
	県立和光特別支援学校	〒351-0106 和光市広沢4-3	048-465-9770
知的障害	県立川口特別支援学校	〒334-0073 川口市赤井1234	048-283-4111
	県立川口特別支援学校 鳩ヶ谷分校	〒334-0005 川口市里225-1	048-452-4140
	戸田かけはし 高等特別支援学校	〒335-0021 戸田市新曽1093-1	048-299-7919
	埼玉大学教育学部附属 特別支援学校	〒331-0823 さいたま市北区日進町2-480	048-663-6803
	県立特別支援学校 さいたま桜高等学園	〒338-0824 さいたま市桜区上大久保519-7	048-858-8815
	県立草加かがやき 特別支援学校草加分校	〒340-8524 草加市原町2-7-1	048-946-6607

- ・県立けやき特別支援学校・県立東松山特別支援学校には、高等部がありません。高等部へ進学する場合は、在籍校に相談してください。
- ・県立川口特別支援学校は、令和3年度から小学部と中学部になり、高等部は、県立戸田かけはし高等学校となりました。

第13章 職業相談・訓練

職業相談

身 知 精 難

障害者の就職については、公共職業安定所に専門の係員がおり、障害状況、適性、希望などを判断し、就職のあっ旋から就職後のアフターケアまで一貫して行っています。また、障害者職業センターでは、職業に関する適性、能力判定、仕事の悩み、職場の人間関係の相談などに応じています。

なお、障害者就労支援センターでは、身近な場所で、個々の障害者の相談から、就労、職場定着までのきめ細かい支援を行っています。

【相談窓口】

(1) 川口公共職業安定所（ハローワーク川口） …〒332-0031 川口市青木3-2-7
(電話) 048-251-2901 (FAX) 048-251-3664

(2) 埼玉障害者職業センター …〒338-0825 さいたま市桜区下大久保136-1
(電話) 048-854-3222 (FAX) 048-854-3260

(3) 川口市障害者就労支援センター …〒332-0035 川口市西青木5-2-43
(電話) 048-259-3976 (FAX) 048-240-1788

(4) 障害者就業・生活支援センターみなみ …〒335-0021 戸田市新曽1993-21
(電話) 048-432-8197 (FAX) 048-229-3950

(5) 難病患者就職サポーター

難病患者就職サポーターは、難病に関する知識を持つハローワークの専門スタッフです。難病のある人の就職支援や、難病のある社員雇用管理に関する相談を行っております。

【相談時間】 午前9時～午後3時30分（祝・休日は除く）

※年間相談スケジュールについては問い合わせが必要

【窓口】 川口公共職業安定所（ハローワーク川口）…〒332-0031 川口市青木3-2-7
(電話) 048-251-2901 (FAX) 048-251-3664

(6) 埼玉県難病相談・支援センター

【相談時間】 午前10時～午後4時（祝・休日は除く）

※年間相談スケジュールについては問い合わせが必要

【窓口】 埼玉県難病相談・支援センター…〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
(電話・FAX) 048-834-6674

(1) 国立職業リハビリテーションセンター

障害のあるかたが、その職業生活における自立を図るため、作業能力や適応性についての職業評価、実際的な作業を通じての職業適応指導、能力や適性などに合った職業訓練を一貫して行っています。訓練修了後は、公共職業安定所の紹介などにより就職または自営することもできます。

【入所】 公共職業安定所に求職登録を行い、相談をして入所の申請をします。

職業評価を受けて入所の可否が決定されます。

【期間・費用】 6カ月～1年・無料（訓練科によっては、参考書や作業服などの自己負担があります。）

【窓口】 障害福祉課

国立職業リハビリテーションセンター…〒359-0042 所沢市並木4-2

（電話）04-2995-1711 （FAX）04-2995-1052

(2) 障害者職業能力開発校

障害のあるかたが、その能力に応じた技能と基礎知識を学び、社会で活躍しようとするための施設です。寮の設備もあり、訓練修了者には公共職業安定所の紹介などによって就職することもできます。

【期間・費用】 6カ月～2年・無料（ただし、入寮者は食費自己負担）

【入校施設】 東京障害者職業能力開発校…〒187-0835 東京都小平市小川西町2-34-1

（電話）042-341-1411 （FAX）042-341-1451

神奈川障害者職業能力開発校…〒252-0315 神奈川県相模原市南区桜台13-1

（電話）042-744-1243 （FAX）042-740-1497

【窓口】 川口公共職業安定所（ハローワーク川口）…〒332-0031 川口市青木3-2-7

（電話）048-251-2901 （FAX）048-251-3664

(3) 委託訓練

埼玉県では、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけ、雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関などに委託して職業訓練を行っています。

【期間】 2週間～4カ月

【窓口】 埼玉県立職業能力開発センター…〒331-0825 さいたま市北区榎引町2-499-11

（電話）048-651-3122 （FAX）048-651-3114

(4) 短期職場適応訓練

実際に従事する仕事を体験してもらい、訓練対象者に就職の自信を、事業主には対象者の技能程度、適応性を把握してもらうことにより、作業環境へ適応することを目的として実施するものです。県知事から障害者の採用を希望する事業主へ委託して行われます。

【期間】 2週間以内（重度障害者は4週間以内）

【窓口】 川口公共職業安定所（ハローワーク川口）…〒332-0031 川口市青木3-2-7
（電話）048-251-2901 （FAX）048-251-3664

たばこ小売販売業の許可

身

身体障害者が、たばこ小売人の許可を受けようとする場合、基準が緩和されます。

【窓口】 日本たばこ産業株式会社埼玉支社…〒330-0844 さいたま市大宮区下町1-55-1
（電話）048-645-5279 （FAX）048-645-1170

公共施設への売店の設置

身

身体障害者が公共施設内に売店の設置希望する場合、優先的に扱われます。

【窓口】 希望する公共施設に、直接お問い合わせください。

第14章 スポーツ・レクリエーション

【担当窓口 障害福祉課】

スポーツ大会

障害のあるかたがスポーツを通じて健康の増進、残された機能の回復を目指すとともに、互いの交流を深めるため、毎年スポーツ大会が行われています。

【大会内容】

内 容	開催月
彩の国ふれあいピック春季大会（埼玉県障害者スポーツ大会）	4月下旬～5月下旬
彩の国ふれあいピック秋季大会（埼玉県障害者スポーツ大会）	10月上旬
全国障害者スポーツ大会	10月下旬

埼玉県障害者交流センター

埼玉県障害者交流センターは、障害のあるかたの社会活動分野における全県的な拠点施設として、平成2年4月に浦和市（現在のさいたま市）に開設しました。各種相談や研修をはじめ、文化・芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を総合的に展開しています。

文化施設として、会議室、研修室をはじめ、工芸室、図書資料室、おもちゃ図書館、福祉機器展示コーナー、ホール（200席）、調理研修室、音楽室、和室、相談室などがあります。

スポーツ施設には、体育館、トレーニングルーム、温水プール（25m）の屋内施設と、ソフトボール場、ゲートボール場、アーチェリー場（50・30m）、陸上トラック（200m）、テニスコート（3面）の屋外施設があります。

いずれも障害のあるかたが、安心してお使いいただけるように配慮されています。

【利用時間】

文化施設	午前9時～12時、午後1時～5時、午後5時30分～9時30分
おもちゃ図書館 図書資料室	午前10時～12時、午後1時～5時
屋内スポーツ施設	午前9時～12時、午後1時～5時、午後5時30分～8時30分
屋外スポーツ施設	午前9時～12時、午後1時～5時

【利用受付】 午前8時50分～12時、午後12時45分～8時

【予約受付】 午前9時～午後8時

【利用方法】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、利用証交付申請書を提出してください。

【休館日】 毎週月曜日および第3火曜日（その日が祝日の場合はその翌日）、年末年始、施設点検日等

【利用料金】 障害のあるかたは無料

【交通】 JRさいたま新都心駅東口より、センター送迎バスがあります。

【窓口】 障害者交流センター…〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
(電話) 048-834-2222 (FAX) 048-834-3333

伊豆潮風館

障害者とその家族のかたが気軽に宿泊休養し、相互の親睦を深め、もって健康の増進と社会参加の促進を図る施設です。

なお、障害者以外のかた、他県のかたも利用できます。

【利用方法】

障害のあるかたは利用予定日の6カ月前の月の初日から、それ以外のかたは3カ月前の月の初日から受け付けます。直接、当館へ電話（電話できない場合はFAX可）やメールでお申し込みください。

※年末年始（12月31日～1月3日）については、別途申し込みとなります。

【交通手段】

(1) 鉄道を利用する場合

伊豆急線「伊豆高原駅」下車。桜並出口から送迎マイクロバスあり。

(2) さわやか号、そよかぜ号を利用する場合

埼玉県知事発行障害者手帳等をお持ちの方2人以上を含む、埼玉県内に代表者の住所または事務所がある20人以上の団体は、無料福祉バス(さわやか号、そよかぜ号)を利用できます。

【料金】

料金については、直接施設にお問い合わせください。

【申し込み・お問い合わせ】

直接施設にお申し込みください。

〒413-0231 伊東市富戸字先原1317-89

(電話) 0557-51-1504 (FAX) 0557-51-3436 (メール) izuchofukan@eagle.ocn.ne.jp

身体障害者障害程度等等級表(太実線より上は第1種を、下は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しやく機能の障 害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2)視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大音声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発生された会話語を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について、二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ※7級の障害は、一つのみでは法の対象とならないが、7級の障害が二つ以上重複する場合、又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となる。 3 異なる等級について、2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。					

身体障害者障害程度等等級表(太実線より上は第1種を、下は第2種を表します。)

級別	肢体不自由			内部機能障害						
	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。									

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示す。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害(活動制限)の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買い物はなおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はなおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はなおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用はなおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

特別児童扶養手当の障害基準

1級	<p>① 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>① 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>⑤ 音声または言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
<p>※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常のあるものについては、矯正視力によって測定します。</p>	

手帳と特別児童扶養手当の等級の違いについて

手帳の等級及び程度と特別児童扶養手当の等級は、直接関係ありませんが、次のように手当を受けられるかどうかの目安になります。

特別児童扶養手当の等級	身体障害者手帳の等級	療育手帳の程度
1級に相当するもの	1級、2級	「A」「A」
2級に相当するもの	3級、4級の1部	「B」

※ 障害の状態によっては、この表のとおりにならない場合もあります。

特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準

◎特別障害者手当

1. 「令別表第2」の①～⑦のうち2つ以上に該当する方。
2. 「令別表第2」の①～⑦のうち1つに該当し、かつ、「別表A」の①～⑪のうち2つ以上に該当する方。
3. 肢体不自由で「令別表第2」の③～⑤のうち一つに該当し、かつ、「日常生活動作評価表」(16点満点)で10点以上となる方。
4. 内部障害等で「令別表第1」の⑧に該当し、かつ、日常生活上絶対安静の状態にある方。
5. 精神障害(知的障害を含む)で「令別表第1」の⑨に該当し、かつ、「日常生活能力判定表」(16点満点)で14点以上となる方。

ただし、次の場合には手当を受けることはできません。

- 施設に入所中の方
- 3か月以上継続して病院又は診療所に入院している方。

令別表第1

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
 - ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
 - ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
 - ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
 - ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
 - ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
 - ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
- (備考)視力の判定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

令別表第2

- ① 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

令別表第2

- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
 - ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- (備考)令別表第1の備考と同じ

◎障害児福祉手当

「令別表第1」の状態にある方。

別表 A

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を失ったもの
- ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
- ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

日常生活動作評価表

1. タオルを絞る(水をきれい程度)
 2. とじひもを結ぶ
 3. かぶりシャツを着て脱ぐ
 4. ワイシャツのボタンをとめる
 5. 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する。)
 6. 立ち上る
 7. 片足で立つ
 8. 階段の昇降
- (備考)おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。

日常生活能力判定表

1. 食事
 2. 用便(月経)の始末
 3. 衣服の着脱
 4. 簡単な買物
 5. 家族との会話
 6. 家族以外の者との会話
 7. 刃物・火の危険
 8. 戸外での危険から身を守る(交通事故)
- (備考)日常生活動作評価表の備考に準じる。

障害基礎年金の障害等級表

「国民年金法施行令別表」より抜粋。 ※障害者手帳の等級とは異なります。

1級	<p>① 次に掲げる視覚障害(※1)</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4(※2)視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2(※2)視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>① 次に掲げる視覚障害(※1)</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4(※2)視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2(※2)視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑨ 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑩ 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑪ 両下肢全ての指を欠くもの</p> <p>⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
<p>(※1)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> <p>(※2)1/4および1/2の1はローマ数字表記。</p>	

障害厚生年金の障害等級表

「厚生年金保険法施行令別表第1」より抜粋(3級)。 ※障害者手帳の等級とは異なります。

1級	(障害基礎年金の障害等級表と同様)
2級	
3級	<p>① 次に掲げる視覚障害(※1)</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</p> <p>ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4(※2)視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの</p> <p>ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</p> <p>② 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>③ そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>④ 脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑤ 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>⑥ 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑧ 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの(※3)又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの(※3)</p> <p>⑨ おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したものの(※4)</p> <p>⑩ 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>⑪ 両下肢の10趾の用を廃したもの(※5)</p> <p>⑫ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>⑬ 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>⑭ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの</p>
<p>(※1)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> <p>(※2)1/4および1/2の1はローマ数字表記。</p> <p>(※3)指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。</p> <p>(※4)指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>(※5)趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p>	

障害手当金に該当する障害の状況(障害厚生年金のみ)

「厚生年金保険法施行令別表第2」より抜粋。

障 害 の 状 態	
1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの(※1)
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの(※1)
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2(※2)視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の2指以上を失ったもの(※3)
15	一上肢のひとさし指を失ったもの(※3)
16	一上肢の3指以上の用を廃したもの(※4)
17	ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの(※4)
18	一上肢のおや指の用を廃したもの(※4)
19	一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの(※5)
20	一下肢の5趾の用を廃したもの(※6)
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(※1)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(※2)1/4および1/2の1はローマ数字表記。

(※3)指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

(※4)指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

(※5)趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

(※6)趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

補装具支給比較表

		障害者総合支援法	労働者災害保障保険法	介護保険法	
(支給対象者)		すべての障害者が対象である。 但し、他法給付が優先する。	労働者災害補償保険法の障害 保険給付受給者を対象とする。 業務上の事由により既に装着し ていた義肢等をき損した場合も 対象となる。		
(支給決定機関)		福祉事務所長	労働基準局長	市	
(支給期間)		福祉事務所長	労働基準局長	市	
義肢	採型指導機関	更生相談所	労災病院・指定医療機関	X	
	検収機関	更生相談所	労災病院・指定医療機関		
	製作機関	指定義肢製作所	義肢製作所(無指定)		
補聴器	検収機関	更生相談所	労働基準局長		
	製作機関	指定補聴器製作所	補聴器製作所		
支給品目	義肢	○	○		×
	装具 (下肢・体幹・上肢)	○	○		×
	補聴器	○	○		×
	車いす	○	○		○
	電動式車いす	○	○		○
	歩行器	○	×	○	
	かつら	×	○(女性のみ)	×	
	義眼	○	○	×	
	眼鏡	○	○	×	
	収尿器	×	○	×	
	視覚障害者安全つえ	○	×	×	
	介助用フィルター	×	○	×	
歩行補助つえ	○	×	○		

* ○は支給品目として認められるものです。 ×は支給品目として認められておりません。

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
 特殊寝台	下肢または体幹1・2級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	18歳以上		⇧ 介	腕、脚などの訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能有するもの	154,000	8
	 訓練用ベッド	下肢または体幹1・2級 難病患者(下肢または体幹機能に障害のあるかた)	6～17歳 (学齢児以上)		⇧	腕、脚などの訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能有するもの	159,200
 特殊マット	下肢または体幹1級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	3歳以上		⇧ 介	褥瘡の防止または、失禁などによる汚れを防止できる機能有するもの	100,000	5
 特殊尿器	下肢または体幹1級 難病患者	6歳以上 (学齢児以上)		⇧	寝たまま、座ったままで、自動的に採尿できるもの	67,000	5
 入浴担架	下肢または体幹1・2級	3歳以上		⇧ 介	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
 体位変換器	下肢・体幹1・2級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	6歳以上 (学齢児以上)		⇧ 介	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5

肢 体 不 自 由 等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

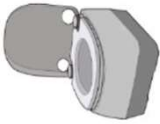
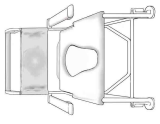
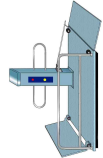


令和7年4月1日

種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
 移動用リフト	下肢または体幹1・2級 難病患者(下肢または体幹 機能に障害のあるかた)	3歳以上		⇧ 介	介護者が容易に使用し得るもの(天井走行型そ の他住居改造を伴うものを除く)	159,000	4
 訓練いす	下肢または体幹1・2級	3～17歳		⇧	原則として付属のテーブルを付ける	33,100	5
 入浴補助用具	下肢または体幹 難病患者	3歳以上		⇧ 介	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への出入 りなどを補助でき、障害者または介助者が 容易に使用できるもの	90,000	8
 簡易便器	下肢または体幹1・2級 難病患者(常時介護を要する かた)	6歳以上 (学齢児以上)		⇧ 介	室内用ポータブルトイレ(手すりをつけること ができる)	9,500	8
 T字杖・棒状のつえ	平衡、下肢、体幹 難病患者(下肢が自由な かた)	3歳以上			【A】木製 【B】軽金属製	【A】2,266 【B】3,090	3
 移動・移乗支援用具	平衡、下肢、体幹 難病患者(下肢が自由な かた)	3歳以上		⇧ 介	手すりスロープ等(転倒防止、立ち上がり、移 乗動作補助、段差解消等)の用具 ※工事を伴わないもの ※取付費用は対象外	60,000	8

肢 体 不 自 由 等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
 特殊便器	上肢1・2級 難病患者(上肢が不自由な かた)	6歳以上 (学齢見以上)		⇧	足踏みペダルで温水・温風が出るもの	151,200	8
 トイレチェア	下肢または体幹1・2級 頸髄損傷等により、通常の 便座の上で座位を保てない かた	—		⇧ 介	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便 が可能なもの	81,000	8
 車いす用段差昇降機	常時車いすを使用している かた	—		⇧ 介	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度 の場合に、車いすに乗ったままの状態です 降可能なもの	260,000	10
 吸入器(ネブライザー)	呼吸器 音声言語3級(喉頭・咽頭摘 出しているかた) 肢体不自由1・2級(診断書に より必要と認められるかた) 難病患者(呼吸器に障害が あるかた)	—		⇧		36,000	5
 電気式たん吸引器		—		⇧		56,400	5
 携帯用会話補助装置	音声言語 肢体不自由 (上記に加え音声・発語に著 しい障害があるかた)	6歳以上 (学齢見以上)			携帯式で、言語を音声または文章に変換す る機能を有し、障害者が容易に使用できるも の	98,800	5

肢 体 不 自 由 等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表







令和7年4月1日

種目	対象者			用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他 ※			
人工喉頭	音声言語(喉頭摘出しているかた)	3歳以上		【A】笛式 【B】電動式	【A】5,150 【B】72,203	【A】4 【B】5
ストーマ装具	膀胱または直腸	3歳以上		排便・排尿のいずれにも機能障害がある場合は、合計額。二孔式は2倍の単価とする。 【A】蓄便袋 【B】蓄尿袋	【A】月： 8,858 【B】月： 11,639	—
紙おむつ	排尿・排便の意思表示が困難で他法他施策が活用できず、次のいずれかに該当するかた (1) 乳幼児期以前(概ね3歳以前)で発症した非進行性の脳痙攣※により運動機能に障害(下肢機能障害や体幹機能障害)があり、自力での排尿または排便が困難で次のいずれにも該当する者 ① 自力でトイレに行けないこと ② 自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと ※脳性麻痺のほか、脳炎または脳外傷、無酸素脳症等の後遺症等による生身性障害を有することが診断書等により判断される者 (2) 膀胱・直腸障害のうち、ストーマ造設者で著しい変形やひらみ等によりストーマ用装具が装着できないかた (3) 二分脊椎等の神経障害による高度の排便・排尿障害があるかた (4) 難病により、運動機能に障害(下肢機能障害や体幹機能障害)があり、自力での排尿または排便が困難で次のいずれにも該当する者 ① 自力でトイレに行けないこと ② 自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと	3歳以上	他法他施策による活用ができないかた	障害者が容易に使用し得るもの	月：12,000	—
収尿器	身体障害であり高度の排尿障害があるかた	3歳以上		採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの 【A】男性用 【B】女性用	【A】7,931 【B】8,755	1

肢体不自由等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
肢体不自由	 頭部保護帽	平衡または下肢・体幹に障害があり頻繁に転倒する。または、知的障害・精神障害でありてんかんなどにより頻繁に転倒する。かた。	3歳以上			ヘルメット型で転倒の際に衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの	22,000	3
	 居宅生活動作補助用具(住宅改修)	下肢・体幹・移動機能1～3級難病患者(下肢または体幹機能に障害のあるかた)	6歳以上 (学齢見以上)		↑ 介	障害者の移動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	生涯
視覚障害等	 電磁調理器	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	火を使わずに煮物、揚げ物、蒸し物ができるもの	41,000	6
	 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚1・2級	6歳以上 (学齢見以上)				7,000	10
	 視覚障害者用誘導装置	視覚	—		↑	音声による目的物(位置)などの確認が可能となるもの (ICタグを使用したナビゲーションデバイス機能を有するものも含む)	56,000	10
	 視覚障害者用音声式体温計	視覚1・2級	6歳以上 (学齢見以上)	視覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯		ボタンを押すと体温を音声で知らせるもの	9,000	5

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

種目	対象者			用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他			
 視覚障害者用体重計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみ またはこれに準ずる世帯世帯に1台	音声式体重計	18,000	5
	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみ またはこれに準ずる世帯世帯に1台	音声により測定結果を知らせる機能を有する血圧計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000	5
 情報・通信支援用具	視覚1・2級 上肢1・2級	6歳以上 (学齢見以上)		視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大音声化ソフト、インテリキーン、ジョイスティック テレビが聞けるラジオ	100,000	6
	視覚1・2級	18歳以上		文字などのコンピューターの画面情報を点字などにより示すことができるもの	300,000	6
 点字器	視覚	3歳以上		【A】標準型A 真鍮板製両面書32マス18行 【B】標準型B プラスチック製両面書32マス18行 【C】携帯型A アルミニウム製片面書32マス4行 【D】携帯型B プラスチック製片面書32マス12行	【A】10,712 【B】6,798 【C】7,416 【D】1,699	【A・B】7 【C・D】5
	視覚1・2級	6歳以上 (学齢見以上)		操作の簡単なもので、点字器に比べて3、4倍のスピードで打てるもの	63,100	5

視 覚 障 害 等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
視覚障害等	 視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚1～3級	6歳以上 (学齢見以上)			【A】録音再生機 【B】再生専用機	【A】85,000 【B】48,000	6
	 視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚1・2級	6歳以上 (学齢見以上)			文字情報を暗号化された情報を読みとり、 音声に変換させるもの	99,800	6
	 視覚障害者用読書器	視覚	6歳以上 (学齢見以上)			文字等を撮影しモニター画面に拡大して映し 出す機能を有するものまたは撮影した活字 を文字として認識し音声信号に変換して出 力する機能を有するもの	198,000	8
	 視覚障害者用時計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者 のみの世 帯、または これに準ず る世帯		【A】触読式 【B】音声式	【A】10,300 【B】13,300	10
	 音声ICタグレコーダー	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者 のみの世 帯、または これに準ず る世帯	⇩	タグ(記録媒体)にリーダー(読み取り機)をか ざすことにより、あらかじめタグに録音した音 声を聞き取ることが出来るもの	38,000	10
	 点字図書	視覚	—		⇩	点字により作成された図書※給付対象者1 人につき、点字図書で年間6タイトルまたは 24巻を限度とする。ただし辞書等一括して 購入しなければならないものを除く	点字図書 価格 (一般図書購入価格 を除いた額)	—

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	音や音声などを視覚や触覚などにより知覚できるもの	87,400	10
聴覚障害者用目覚まし時計	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	音や音声などを視覚や触覚などにより知覚できるもの	10,000	10
携帯用信号装置	聴覚障害 視覚・触覚によらなければ、呼び出しなどに応じることができないかた	—		↑	送信機などによる合図が、視覚や触覚などにより知覚できるもの	18,000	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害 発声・発語に著しい障害があるかた	6歳以上 (学齢見以上)	世帯に1台	↑	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	20,000	5
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	—	世帯に1台	↑	字幕および手話付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時に障害者が容易に使用し得るもの 内臓型テレビ及びテレビ本体の給付は不可。	88,900	6
透析液加温器	腎臓1～3級 (自己連続携帯行式腹膜灌流法(GAPD)透析療法を行うかた)	3歳以上		↑	透析液を加温し、一定の温度を保つもの	51,500	5

聴覚障害等

内部障害等

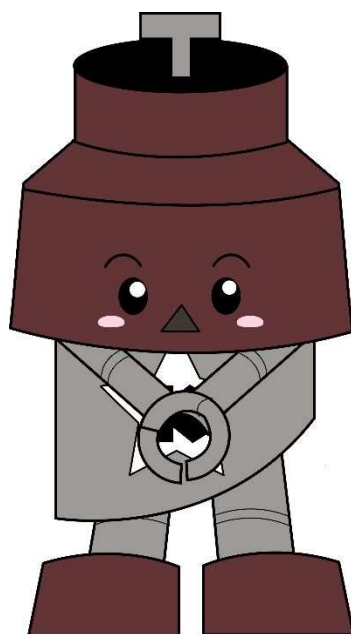
地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
 酸素ボンベ運搬車	呼吸器 (在宅酸素療法を行うかた)	18歳以上		⇧		17,000	10
	 動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	身体障害(人工呼吸器を装着しているかた) 難病患者(人工呼吸器を装着しているかた)	—		⇧	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	157,500
 自動消火器	身体障害1・2級 知的障害O・A、精神障害1・2級 難病患者	—	火災発生の感知・避難が著しく困難な方で、障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	⇧	天井に取り付けた消火器が、自動的に作動するもの	28,700	8
	 人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー	人工呼吸器を装着しているかたで、次のいずれかに該当するかた ①呼吸器または心臓1級、3級のかた ②①と同程度の障害を有する障害児者 ③難病患者等のかた	—	自家発電機、外部バッテリーのいずれか1種目	⇧	【A】自家発電機 【B】外部バッテリー	【A】150,000 【B】100,000

※ ⇧:在宅の障害者等が対象
介:介護保険給付優先

※ 対象者の障害程度について不明な点がございましたら障害福祉課までお問い合わせください。
 ※ 購入をする前に、あらかじめご相談ください。
 ※ 当ガイドブックに掲載されております画像などの無断転載はご遠慮ください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市役所 障害福祉課

電話 048(258)1110(代表)

FAX 048(259)7943

再生紙を使用しています